

## 第1節 国の基地周辺対策とその実績

基地は国の安全保障のために存在するものであるが、その運用等に伴って周辺地域に種々の被害が生じている。

特に、基地の密度が全国一高い本県では、地域振興が阻害され、住民が物心両面の被害を負わされることがあるが、国の諸施策や制度の推進による幅広い対策が望まれる。なお、住民生活と直接関係する周辺対策制度等の概要とその実績は次のとおりである。

### 1 基地周辺整備事業

昭和28年8月に制定された「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下、本節において「特損法」という。）」は、米軍等の行為により損失、損害が発生した後の補償制度を確立したものであり、補償の対象も農林業、学校教育事業、医療保険事業等の特定の業種を営む者に限定され、周辺地域の住民の被害を未然に防止軽減するものではなかった。

その後、行政措置により騒音防止、防災工事、道路整備、飛行場周辺の安全対策事業として住宅移転等の補償等を行ってきたが、基地問題の抜本的解決には至らなかった。

そのため、昭和41年7月に「防衛施設周辺の整備等に関する法律」を制定し、これまで行政措置で実施してきた各種障害に対する防止及び軽減措置について法制化するとともに、市町村が行う施設周辺の民生安定事業に対しても助成措置を講ずることになった。

しかし、昭和40年代後半になると、高度経済成長に伴う基地周辺の都市化現象の進展、地域開発計画との競合が生じ、また、生活環境保全に関する住民意識の高揚等があつて、従前の措置では十分な対応は困難となってきたため、従前の内容のほか、新たな飛行場周辺の航空機騒音対策として、住宅防音工事、緑地帯の整備等及び公共用施設の整備に充てる費用としての特定防衛施設周辺整備調整交付金制度を新設した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が、昭和49年6月27日、基地周辺の地方公共団体や住民等の強い要望もあつて成立した。

本県においては、復帰前はこれら被害に対して、一部外国補償請求法等に基づく補償制度はあつたものの殆ど救済の途はなく、特に被害防止等のための基地周辺対策については全くといっていいほど措置されなかった。

復帰後においては、各種の補償制度や周辺対策制度が適用され、障害の防止又は軽減及び基地周辺の民生安定等のため種々の施策が講ぜられるようになった。

ところで、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」は、第1条（目的）で自衛隊、米軍の行為又は防衛施設の設置、運用により生ずる障害を公平の原則に照らし、防止、軽減等をするため防衛施設周辺の生活環境等の整備について国が行う施策を定め、もつて関係住民の生活安定と福祉の向上に寄与することを目的としている。

その主な施策の概要は次のとおりである。

#### (1) 障害防止工事の助成

##### (ア) 障害防止工事の助成（法第3条第1項）

米軍等の特定の行為、即ち、機甲車両等の頻繁な使用によって道路を損傷し、戦車等及び射撃訓練によって演習場が荒廃し、付近の河川に洪水や土砂流出等の被害が生じ、通信施設等からの強力な電波や航空機の低空飛行によって周辺民家のテレビ映像を不鮮明にしている等がある。このような場合に地方公共団体等がこれらの障害を防止又は軽減するため、道路や河川の改修、砂防えん堤の設置、共同通信アンテナ設置等の工事を行うときは、国は予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助する。

##### (イ) 学校等騒音防止工事の助成（法第3条第2項）

学校教育の場や病弱者等の身体的弱者保護の場は特に静穏を必要とされる施設なので、米軍等の航空機の離発着、射撃、爆薬等の使用の頻繁な実施等による著しい音響を防止し、又は軽減するため、学校、病院、診療所、助産所、保健所、保育所、特別擁護老人ホーム、母子センター、精神薄弱児施設、重症心身障害児施設等の施設について、その施設の管理者又は所有者が必要な工事を行う場合は、その者に対し予算の範囲内において原則としてその費用の全部又は一部を補助する制度である。

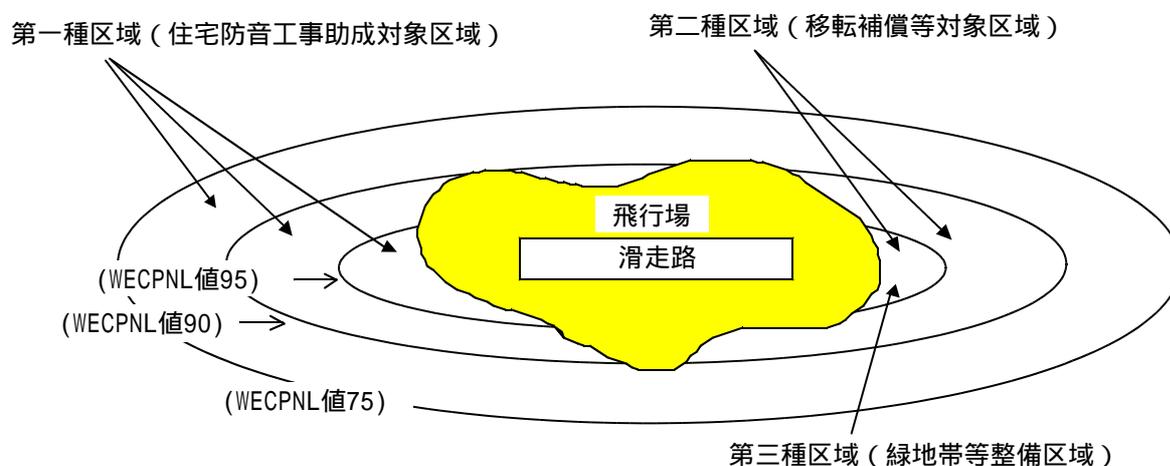
現行の補助制度については、現場から学校等の防音施設に係る維持管理費及び耐用年数を経過した空調機器等の更新、並びに、一定の年月を経過し老朽化が著しく防音効果が低下した建具等の更新についても全額国庫負担にしてほしいとの改善要望が出されていることから、県でもこれを涉外関係主要都道県知事連絡協議会を通して国に要望しているところである。

## (2) 住宅防音工事の助成（法第4条）

米軍等の飛行場や対地射撃場の周辺地域において、航空機の騒音の度合を総理府令で定める方法で測定し、その算定結果を基準に外側から第一種(WECPNL値75以上)、第二種(WECPNL値90以上)、第三種(WECPNL値95以上)、の区域を指定している（次図参照）。

防音工事の対象となる住宅は、防衛施設庁長官が指定する周辺区域（第一種区域）に当該指定の際現に所在する住宅について、その所有者等が防音工事を行うときは、その者に対し原則としてその費用の全額を補助する制度である。

飛行場周辺における区域図



第一種区域	昭和53年12月	85
	昭和54年9月	80
	昭和56年12月	75（現行）

WECPNLとは、Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level（加重等価継続感覚騒音レベル）の略で、ある場所における1日あたりの航空機騒音の大きさを表す単位で、1機ごとの騒音レベルだけでなく、飛来時間や機数をも考慮したものである。まず1日に飛来した航空機の騒音レベルをすべてdB（人間が聞くことができる最小の音の音圧に比べて、何桁大きいかという

値に20をかけた数値。)平均し、更に時間帯別機数について、同じ大きさの騒音でも昼と夜とでは、夜の方がうるさく感じられるので、夕方に飛来した機数を3倍、夜に飛来した機数を10倍して計算する。

なお、空港周辺地では、原則として7日間連続のWECPNL値をdB平均したもので評価している。

・計算方法

$$\text{WECPNL} = \text{dB} ( A ) + 10 \log N - 27$$

dB ( A ) : 1日に飛来した航空機の騒音レベルを全てdB平均したもの

N : 飛来時間ごとに補正された機数

$$N = N ( 2 ) + 3 N ( 3 ) + 10 [ N ( 1 ) + N ( 4 ) ]$$

N ( 1 ) = 0時～7時に飛来した機数

N ( 2 ) = 7時～19時に飛来した機数

N ( 3 ) = 19時～22時に飛来した機数

N ( 4 ) = 22時～24時に飛来した機数

《住宅防音工事の実施状況》

那覇防衛施設局は昭和53年12月28日、嘉手納飛行場周辺について防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条、第5条、第6条に基づいて第一種、第二種、第三種区域を指定告示した。住宅防音工事の対象となる第一種区域はうるささ指数が85WECPNL以上の区域6,700世帯余であった。

更に、同法施行規則の対象区域が85WECPNL以上から80WECPNL以上に改正されたことに伴い、施設局は昭和56年7月18日、嘉手納飛行場周辺5,700世帯余の区域を追加指定し、普天間飛行場周辺3,600世帯余(宜野湾市の一部)の区域について新規指定を行った。

また、法の施行規則が環境基準の類型と同じ75WECPNL以上まで再々度引き下げられたことに伴い、施設局は昭和58年3月10日、嘉手納飛行場周辺の24,000世帯余及び普天間飛行場周辺の約4,000世帯の区域を指定した。

これにより、嘉手納飛行場にかかる第一種区域は嘉手納町、北谷町、読谷村の全域を含む沖縄市、石川市、宜野湾市、具志川市、北中城村、恩納村の9市町村に広がったが、更に、普天間飛行場にかかる第一種区域として浦添市の一部が昭和59年度から追加された。

なお、伊江島補助飛行場については、区域指定は行われていないが、昭和54年から昭和57年までの間、法に準じて90件の住宅防音工事が実施されている。工事の内容は、現存住宅の壁、天井、窓等の遮音、吸音工事及び空調工事である。

現行の補助制度については、当該市町村からも年々改善要望が出されており、県もこれを受け渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通して、以下の要望を国に対し行っているところである。

防音工事に係る補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。

また、砲射撃演習等の騒音に関する住宅防音工事対象区域の拡大と予算の十分な確保に努めること。

住宅防音工事については、対象区域の拡大(周回飛行コース下等)及び全室施工を図るとともに、環境基準達成を目的とした年次計画をたてて、早急に実施完了するよう努力すること。

また、区域指定後の新築・増改築住宅や防音工事実施済住宅の建て替えに伴う防音工事の再補助(建て替え防音工事)についても、制度の拡充と十分な予算の確保に努めること。

第一種区域に係る指定値を、現行の75WECPNLから航空機騒音の環境基準70WECPNLに改めること。

住宅防音工事区域の指定・拡大にあたっては、騒音被害の実態、住宅の分布状況、地形等を

考慮し、特に区画については、地元地方公共団体及び地元住民の意向を十分に尊重のうえ対処すること。

また、第1種区域内は全て第Ⅰ工法とするなど防音工事施工基準の改善及び工事費の限度額の引上げを図ること。

住宅、義務教育施設等の防音施設に係る維持管理費（光熱費）、耐用年数を経過した空調機器の更新及び一定の年月を経過し老朽化が著しく、防音効果が低下した建具等の更新についても全額国庫負担とすること。

特に、生活保護世帯については、さらに充実すること。

航空機騒音に関して、国の責任において次の措置を講ずること。

- ・航空機の飛行に関する情報の迅速かつ適切な提供
- ・国における基地周辺の常時騒音測定機器の増設等による調査体制の整備及び測定データの公表
- ・国における電話機の増設、人員の確保等苦情処理体制の充実
- ・地元地方公共団体の苦情処理に対する助成

航空機騒音の周辺住民に与える影響について、早急に国による実態調査を実施し、受忍限度を超える騒音被害がある場合は、当該地域の住民に対する交付金制度を創設すること。

地方公共団体が実施する航空機騒音対策のための騒音調査について、測定機器の整備費・保守管理費及び測定に要する経費に対する助成措置を講ずること。

テレビ受信料の助成区域を拡大するとともに、電話通話料の助成措置を講ずること。

(注) 区域：第一種区域（WECPNL値75以上）、第二種区域（WECPNL値90以上）、第三種区域（WECPNL値95以上）の3区域に分類される。

類型：都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき区分された地域（第一種住居地域等）を、用途を基準として2つ（Ⅰ類型、Ⅱ類型）に分けたもの。

工法：第一種区域において、80WECPNL以上は第Ⅰ工法（第Ⅰ工法に防音天井及び防音壁に改造する工事を追加）、75WECPNL以上80WECPNL未満は第Ⅱ工法（外部開口部への防音アルミサッシの取り付け、内部開口部への木製防音建具の取り付け、換気扇及び冷暖房機の取り付け工事）と工法が異なる。

### (3) 移転補償等（法第5条）

第一種区域で、特に人が居住するに好ましくないとして防衛施設庁長官が指定する区域（第二種区域、WECPNL90以上）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹等について、その所有者が第二種区域以外のところに移転し又は除去する場合には、その者に対し予算の範囲内において補償することができる。又、土地の買い入れについては、土地所有者の申し出により、第三種区域内であればすべて買い入れすることが出来るが、第二種区域内の土地は、指定された際の宅地又は宅地以外の土地で、建物等の移転又は除去によって従来どおりの使用目的が困難となったときに限り買い入れ対象となる。

なお、同制度についても、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して、移転補償の充実、強化の要望を国に対し行っているところである。

### (4) 民生安定施設の助成（法第8条）

米軍基地等の設置又は運用により、その周辺住民の生活又は事業活動上被る障害を障害としてとらえ、地方公共団体が、民生安定の見地から障害の緩和に役立つように生活環境施設（道路、公園、消防施設、養護老人ホーム、し尿処理・ごみ処理施設、学習共用施設等）や事業経営（農林漁業用施設等）の安定に寄与する施設を整備する場合に、その費用の一部を補助する制度である。

この制度の補助割合は、障害の緩和に資するという民生安定の助成の趣旨から原則として一部補助となっているが、本県における適用については、振興開発行政における補助率を考慮し特例が設けられ、一部の補助対象施設については、全額補助が認められる。

#### (5) 特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第9条）

米軍基地等のうち、ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は射爆撃が実施される演習場、港湾、大規模な弾薬庫及び都市化している市町村の面積に占める割合の大きい米軍基地等は、一般に面積が極めて広大で、その存在や運用が周辺地域の生活環境や地域開発に広範かつ著しく影響を及ぼしている。

その場合、障害防止工事や民生安定施設の整備等で国が相当な施策を講じても、なお基地周辺の市町村は、基地のない（少ない）市町村に比して環境整備についてより以上の努力を余儀なくされることから、この交付金制度が確立された。

内閣総理大臣は、このような米軍基地等を「特定防衛施設」として、またこの防衛施設の周辺地域の市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定することができ、指定された市町村には、公共用の施設の整備を行うための費用に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付される。

交付金の対象となる公共施設としては、交通施設及び通信施設、スポーツ施設又はレクリエーション施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防施設、産業振興に寄与する施設の幅広いものとなっている。

なお、この交付金は、基地交付金や調整交付金と違って市町村の一般財源となるような財政補給金的な交付金でなく、特定の公共用の施設調整のため交付されるものである。

また、平成8年12月のSACO最終報告を受け、SACO合意事案を受け入れた市町村に対し、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」の特別交付分（以下、本章において「SACO交付金」という。）が計上されるようになった。

沖縄県における平成13年度のSACO交付金は、読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練の移転先である伊江村に2億7千万円、楚辺通信所の移転先である金武町に対し2億7千万円、キャンプ瑞慶覧における住宅統合等が実施される北中城村及び北谷町に対し1億3千5百万円と9千万円、那覇港湾施設の移設先である浦添市に4億円、合計11億6千5百万円が交付されている。なお、平成10年度、平成11年度及び平成12年度のSACO交付金は7億6千5百万円と同額であったが、平成13年度からは新たに浦添市に対しても4億円の交付金が交付されるようになった。

「特定防衛施設」と「特定防衛施設関連市町村」（沖縄県）

特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
嘉手納飛行場	沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町
キャンプ・シュワブ	名護市
キャンプ・ハンセン	名護市、恩納村、宜野座村、金武町
伊江島補助飛行場	伊江村
久米島射爆撃場	久米島町
出砂島射爆撃場	渡名喜村
那覇港に所在する防衛施設	那覇市
金武、中城湾に所在する防衛施設（天願棧橋、陸軍貯油施設、海上自衛隊沖縄基地隊及びホワイト・ビーチ地区に限る。）	具志川市 勝連町
嘉手納弾薬庫地区	石川市、具志川市、沖縄市、恩納村、読谷村、嘉手納町
普天間飛行場	宜野湾市
牧港補給地区	浦添市
キャンプ瑞慶覧	北谷町、北中城村

注：那覇防衛施設局の資料による

防衛施設庁関係沖縄分当初予算の推移（平成10～14年度）

（単位：百万円、％）

事 項	平成10年度			平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度		
	全 国	沖 縄	比 率	全 国	沖 縄	比 率	全 国	沖 縄	比 率	全 国	沖 縄	比 率	全 国	沖 縄	比 率
（一般会計）															
1. 基地周辺対策の推進	153,393	19,079	12.44	146,887	16,901	11.51	146,274	17,204	11.76	147,962	19,164	12.95	144,154	17,019	11.81
（1）障害防止事業	20,693	2,208	10.67	19,692	1,454	7.38	19,634	1,926	9.81	19,657	2,189	11.14	19,233	1,654	8.60
（2）騒音防止事業	84,669	11,691	13.81	79,842	10,534	13.19	75,879	10,092	13.30	74,836	10,270	13.72	67,677	9,034	13.35
（3）民生安定助成事業	19,313	1,796	9.30	18,597	1,709	9.19	20,707	1,907	9.21	21,126	3,020	14.30	23,507	2,796	11.89
（4）道路改修事業	8,791	989	11.25	8,740	905	10.35	9,096	894	9.83	10,145	1,217	12.00	10,939	1,047	9.57
（5）周辺整備調整交付金	12,528	2,013	16.07	12,528	1,996	15.93	12,528	1,996	15.93	13,029	2,075	15.93	13,029	2,075	15.93
（6）移転措置事業	6,603	283	4.29	6,683	205	3.07	7,563	282	3.73	8,258	279	3.38	8,827	274	3.10
（7）緑地整備事業	665	55	8.27	673	56	8.32	713	61	8.56	761	68	8.94	797	93	11.67
（8）施設周辺の補償	131	43	32.82	131	43	32.82	155	46	29.68	149	45	30.20	144	45	31.25
2. 提供施設の整備	73,652	9,942	13.50	93,391	15,030	16.09	96,074	21,192	22.06	81,921	16,867	20.59	75,313	11,005	14.61
3. 補償経費等の充実	113,288	81,244	71.71	117,511	84,314	71.75	120,412	86,601	71.92	124,647	89,775	72.02	125,625	91,338	72.71
（1）施設の借料	104,418	77,305	74.03	107,986	80,080	74.16	111,009	82,643	74.45	114,143	85,427	74.84	116,579	87,517	75.07
（2）漁業補償	5,033	1,872	37.19	5,117	1,933	37.78	5,090	1,957	38.45	4,997	1,888	37.78	4,950	1,888	38.14
（3）その他の補償等	3,836	2,067	53.88	4,408	2,301	52.20	4,313	2,001	46.39	5,507	2,459	44.65	4,096	1,934	47.22
4. 労務管理関係	4,283	1,300	30.35	4,299	1,308	30.43	3,939	1,207	30.64	3,871	1,188	30.69	8	-	-
5. 独立行政法人													4,853	-	-
6. 基地従業員対策の充実	146,490	49,683	33.92	148,598	50,523	34.00	147,756	48,604	32.89	147,090	47,644	32.39	146,098	48,114	32.93
（1）離職者対策	69	23	33.33	64	21	32.81	59	17	28.81	57	21	36.84	32	9	28.13
（2）福祉対策	16,578	5,507	33.22	16,536	5,373	32.49	16,709	5,289	31.65	17,156	5,354	31.21	17,132	5,397	31.50
（3）従業員対策	129,844	44,153	34.00	131,998	45,129	34.19	130,989	43,298	33.05	129,878	42,269	32.55	128,934	42,709	33.12
7. 提供施設の移設	1,811	1,792	98.95	1,791	1,061	59.24	4,051	4,000	98.74	4,180	4,155	99.40	496	456	91.94
合 計	492,917	163,039	33.08	512,477	169,137	33.00	518,507	178,808	34.49	509,671	178,793	35.08	496,547	167,933	33.82

- （注）1．那覇防衛施設局の資料による。  
 2．「比率」は全国に占める沖縄の割合（％）である。  
 3．計数は四捨五入によっているため符合しないことがある。

## 住宅防音工事市町村実績一覧表

単位:百万円

施設名	市町村名	年度 項目	昭和50～	昭和61～	平9年度	平10年度	平11年度	平12年度	平13年度	実績類計
			60年度	平8年度						
嘉手納飛行場	沖縄市	世帯数	6,590							
		(追加)	(240)							
		金額	10,571							
	具志川市	世帯数	2,130							
		(追加)	(400)							
		金額	4,298							
	石川市	世帯数	2,330							
		(追加)	(250)							
		金額	4,159							
	嘉手納町	世帯数	5,830							
		(追加)	(1,990)							
		金額	11,763							
	北谷町	世帯数	3,920							
		(追加)	(540)							
		金額	7,408							
	読谷村	世帯数	2,040							
		(追加)								
		金額	3,243							
	恩納村	世帯数								
		(追加)								
金額										
北中城村	世帯数									
	(追加)									
	金額									
宜野湾市	世帯数									
	(追加)									
	金額									
小計	世帯数	22,850	33,464	2,574	2,768	2,634	2,238	2,462	68,990	
	(追加)	(3,410)	(16,849)	(2,121)	(1,400)	(1,522)	(1,139)	(1,090)	(27,531)	
	(特定)		(526)	(142)	(214)	(491)	(155)	(191)	(1,719)	
	金額	41,442	63,313	5,298	5,544	5,052	4,781	5,125	130,555	
普天間飛行場	宜野湾市	世帯数	5,730							
		(追加)								
		金額	9,594							
	浦添市	世帯数	90							
		(追加)								
		金額	134							
	北中城村	世帯数								
		(追加)								
		金額								
	小計	世帯数	5,820	9,081	661	852	518	628	336	17,896
(追加)			(4,957)	(544)	(610)	(393)	(213)	(206)	(6,923)	
(特定)				(54)	(9)	(53)	(20)	(16)	(152)	
金額		9,728	16,868	1,423	1,685	1,086	1,126	698	32,614	
伊江島補助飛行場	伊江村	世帯数	90						90	
		(追加)								
		金額	181						181	
合計	世帯数	28,760	42,545	3,235	3,620	3,152	2,866	2,798	86,979	
	(追加)	(3,410)	(21,806)	(2,665)	(2,010)	(1,915)	(1,352)	(1,296)	(34,454)	
	(特定)		(526)	(196)	(223)	(544)	(175)	(207)	(1,871)	
	金額	51,351	80,181	6,720	7,228	6,138	5,907	5,823	163,350	

注：1．那覇防衛施設局の資料による。

2．住宅の市町村毎に集計（概数）した。但し、平成4年度からは、市町村毎の実績は公表されていない。

3．世帯数は新規工事及び追加工事の集計であり、（追加）は追加工事の略であり内数である。

ただし、嘉手納飛行場については、平成6年度から特定工事も含んでいる。

4．各計数で符合しないことがある。

## 市町村別基地周辺整備事業の推移

単位：千円

年度 金額等 市町村等	昭62年度～平9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
名護市	47	4,103,904	10	1,252,709	6	1,321,718	2	1,264,720	1	1,530,946
石川市	30	1,357,322	2	36,343	2	69,921	2	103,924	37	72,429
国頭村	8	350,570	2	17,795	2	37,333	1	33,213		
東村	7	1,005,046	1	17,978						
本部町	10	433,369								
恩納村	50	1,984,836	7	215,723	4	486,017	3	141,260	5	143,089
宜野座村	62	4,564,914	4	56,912	2	118,941	1	15,192	1	15,281
金武町	85	4,273,766	6	330,565	4	457,858	3	251,817	3	75,243
伊江村	69	5,516,197	8	508,324	5	458,857	2	25,889	4	278,877
具志川市	51	2,866,064	4	199,959	8	287,646	7	493,092	6	435,408
沖縄市	276	6,225,855	138	535,537	112	558,598	121	775,260	182	769,334
宜野湾市	80	8,578,857	5	706,230	5	438,462	7	798,227	7	882,853
浦添市	60	5,306,778	4	128,355	5	130,724	4	129,878	8	464,869
西原町									1	13,335
那覇市	25	2,031,993	3	117,860	3	83,380	2	95,493	3	211,998
与那城町	13	468,350	2	141,154	1	7,528	1	8,013	1	8,626
勝連町	19	833,993	3	152,287	3	95,497	4	164,650	3	182,324
読谷村	56	3,466,722	5	167,041	5	408,181	7	381,842	5	374,495
嘉手納町	59	2,339,819	5	257,625	51	590,912	4	310,063	6	343,231
北谷町	66	2,533,977	78	295,320	9	261,173	5	145,836	5	126,707
北中城村	48	2,601,183	4	157,755	3	85,331	3	87,156	1	15,778
中城村	3	88,584			3	68,880	3	236,800	5	675,639
糸満市	2	99,371					1	16,230	1	37,870
豊見城村	14	692,869			1	1,617	1	91,090	1	54,100
東風平町										
具志頭村										
玉城村										
知念村	3	80,809	2	61,828	2	124,481	1	331,602	1	26,746
佐敷町	10	325,834	1	84,414						

単位：千円

年度 金額等 市町村等	昭62年度～平9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大里村										
仲里村			1	40,639	1	60,912				
具志川村										
渡名喜村	18	153,355	2	48,748	1	1,395	1	1,337	1	1,118
座間味村	1	25,436								
渡嘉敷村	1	17,301								
平良市	4	510,562								
伊良部町	1	20,098								
上野村	1	31,894								
下地町	4	44,800								
石垣市	6	408,051	1	13,104						
与那国町										
金武消防	3	19,041	1	19,028	1	17,676				
久米島消防					1	29,556	1	17,676		
与勝事務組合					1	65,479	1	2,117	2	42,751
中北清掃組合							1	89,824	1	304,893
その他法人	414	6,646,435	51	864,035	62	1,276,968	69	1,659,146	53	1,288,891
沖縄県	97	10,988,906	6	647,146	289	902,729	58	600,349	5	660,781
個人等	45,912	82,296,075	4,973	7,886,331	5,097	6,513,017	4,748	6,531,069	4,609	6,341,162
那覇防衛施設局直轄工事等	62	2,988,062	6	553,694	8	172,856	11	331,927	8	215,004
合計	46,524	104,150,016	5,041	10,072,725	5,461	9,040,588	4,890	9,233,445	4,679	8,854,600

注：1 那覇防衛施設局の資料による。

2 個人等には、住宅防音工事（新規工事、追加工事）のほかに機能復旧工事、空調機器稼働費、建物等補償費、不動産購入費及び測量等工事費が含まれている（ただし、機能復旧工事費及び空調機器稼働費については、平成元年度から計上されている。）

3 特定防衛施設調整交付金を除く。

4 金額は四捨五入によっているため符合しないことがある。

5 市町村の名称については、市昇格や合併前の事業年度の名称を記述した。

市町村別特定防衛施設周辺整備調整交付金額の推移

特定防衛施設関連市町村	金額 特定防衛施設年度	交 付 額						
		4 9 ~ 5 5	5 6 ~ 6 1	6 2	6 3	元	2	3
名 護 市	キャンプ・ハンセン キャンプ・シュワブ	371,710	511,569	75,232	83,456	83,103	82,647	79,290
恩 納 村	キャンプ・ハンセン 嘉手納弾薬庫地区	414,968	539,226	74,047	74,497	74,212	75,904	75,980
宜野座村	キャンプ・ハンセン	390,956	569,262	87,621	90,731	90,087	91,519	73,917
金 武 町	キャンプ・ハンセン	484,088	798,698	148,732	148,961	124,355	157,991	149,554
伊 江 村	伊江島補助飛行場	772,984	908,410	205,433	157,303	184,284	152,060	94,735
石 川 市	嘉手納弾薬庫地区	106,444	152,357	25,477	25,402	25,257	25,013	24,563
沖 縄 市	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区	981,045	1,587,248	268,138	276,461	276,913	267,641	255,092
具志川市	嘉手納弾薬庫 金武、中城湾に所在 する防衛施設	213,120	337,426	58,793	58,635	58,667	53,407	47,892
勝 連 町	金武、中城湾に所在 する防衛施設	217,030	363,224	49,004	48,813	48,768	48,518	47,972
読 谷 村	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区	559,202	842,521	110,888	106,520	94,930	104,968	104,043
嘉手納町	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区	917,995	1,637,335	271,013	277,551	277,800	273,549	274,556
北 谷 町	嘉手納飛行場 キャンプ瑞慶覧	888,014	1,678,280	262,010	246,067	258,315	292,314	246,590
北中城村	キャンプ瑞慶覧	150,760	213,906	34,872	34,775	34,591	34,254	33,645
宜野湾市	普天間飛行場	355,176	490,817	53,057	52,941	33,434	65,970	48,595
浦 添 市	牧港補給基地	223,702	307,150	59,524	59,429	59,263	58,769	58,832
那 覇 市	那覇港に所在する防 衛施設	167,699	236,163	41,979	41,902	41,940	41,621	35,683
渡名喜村	出砂島射爆撃場	387,132	571,274	65,752	56,000	54,635	52,011	53,233
仲 里 村	久米島射爆撃場	86,856	175,407	30,394	28,030	24,337	34,873	34,693
合計		7,688,881	11,920,273	1,921,966	1,867,474	1,844,891	1,913,029	1,738,865

(参考) 特定防衛施設：特定防衛施設とは、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる施設で、内閣総理大臣があらかじめ関係行政機関の長と協議のうえ指定したものの。

1. ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場

(昭和49年度～平成13年度)

単位：千円

実		積						
5	6	7	8	9	10	11	12	13
91,371	80,225	98,760	78,992	110,279	112,546	112,960	111,468	834,253
75,065	70,880	73,479	74,567	70,514	77,814	84,934	80,960	85,209
83,000	101,648	64,821	125,290	90,124	93,000	101,320	99,099	129,377
129,985	160,253	112,787	209,185	136,044	102,235	397,550	637,086	299,240
134,338	327,709	153,518	93,491	280,954	187,302	406,482	441,022	354,313
25,762	25,683	26,342	26,395	26,462	27,644	32,621	27,276	28,853
326,202	254,563	239,611	272,146	295,115	294,823	258,050	379,156	329,169
50,330	50,055	51,395	51,974	50,121	53,353	6,370	99,997	53,340
66,024	50,139	51,526	47,890	48,264	55,919	59,607	53,845	57,026
161,143	108,725	105,345	120,346	114,722	125,942	139,113	138,281	148,172
287,186	285,417	299,903	320,786	329,990	351,825	279,375	448,446	382,278
244,874	243,058	256,106	263,020	177,085	367,614	449,105	354,417	372,455
35,293	35,179	36,073	36,149	36,245	37,858	307,836	172,368	174,535
66,064	50,810	28,940	80,326	52,352	54,659	64,062	53,998	63,849
62,478	62,293	63,448	63,572	48,729	50,862	50,886	50,277	67,522
37,509	37,298	38,234	38,572	38,843	40,668	40,487	39,974	48,766
54,751	54,339	56,077	57,536	72,087	77,864	102,653	100,844	65,000
33,644	33,417	34,402	35,081	35,524	37,493	55,599	54,680	24,270
1,965,019	2,031,691	1,790,767	1,995,318	2,013,454	2,149,421	2,949,010	3,343,194	3,517,627

2. 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場

3. 港湾

4. 大規模な弾薬庫

5. 市街地又は市街化しつつある地域に所在する防衛施設(上記1～4に掲げるものを除く。)でその面積が所在する市町村の面積に占める割合(2以上の市町村にまたがって所在している場合には、当該市町村毎の割合のうち、最も高い割合)が著しく高いもの。

注1. 沖縄県企画開発部の資料による。

## 2 基地交付金等（助成交付金及び調整交付金）

米軍等に使用させている国有固定資産や米軍所有の固定資産には税金が課されない。また、米軍に対しては、住民税や電気及びガス税等の市町村民税も非課税となっている。

このことから、基地の所在する市町村に対しては税込減や、基地あるがゆえの財政需要増大に対する措置として、助成交付金及び調整交付金が交付されることとなっている。

### (1) 助成交付金

助成交付金は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）の定めるところにより、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産や自衛隊が使用する固定資産の台帳価格に応じて基地所在市町村に交付されている。

助成交付金は、米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対応するために、使途に制限のない一般財源として毎年度交付されるものである。

対象となる固定資産は、米軍に使用させている土地、建物及び工作物。米軍が使用している固定資産は、そのすべてが対象となる。自衛隊が使用する飛行場（航空機の離発着、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）、演習場（しょう舎施設を除く。）、弾薬庫及び燃料庫の用に供する土地、建物及び工作物。

米軍においてはすべての資産を対象としているのに対し、自衛隊が使用する資産については、国の公用財産そのものであり、市町村交付金の対象とはなり得ないものの、飛行場及び演習場は広大な面積を有しており、また、弾薬庫及び燃料庫は他の公用財産にない特殊な影響を及ぼしていることから、対象となる資産の範囲を限定したものである。

これについては、渉外関係主要都道県知事連絡協議会（米軍提供施設等が所在する主要14都道県知事で構成する協議会）において、国に対し「飛行場周辺の買上げ国有地、自衛隊の施設のうち現在対象外となっている施設、事実上米軍に提供されている状況にある財産を対象資産とすること。」を要請している。

配分の方法については、基地交付金予算総額の7/10に相当する額を対象資産の価格であん分した額を配当することとされている。基地交付金予算総額の3/10に相当する額を対象資産の種類、用途、市町村の財政状況等を考慮して配分することとされており、具体的には種類（飛行場、演習場等）、用途（超音速機飛行場、射爆撃場等）、防衛施設面積の割合及び騒音の度合い等を考慮している。

### (2) 調整交付金

米軍施設所在市町村においては、地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）により、米軍の所有する固定資産には固定資産税や都市計画税を課することができず、また、住民税や電気・ガス税等の市町村民税も非課税となっている。一方、基地外に居住する軍人・軍属やその家族については、一般住民と同様に道路、水道、ごみ処理、し尿処理、消防等の公共サービスを市町村から受けている。

しかし、これらの非課税措置による税込減や財政需要の増加分に対する補てん措置が行われておらず、すべて市町村の財源負担となっていることから、これら市町村の財政上の問題について、県市町村連絡協議会、渉外関係主要都道県知事連絡協議会、その他基地関係諸団体においては新たに特別の交付金制度を設けるべきであるとして強力な運動を展開した結果、昭和45年度から「施設等所在市町村調整交付金(昭和45年自治省告示第224号)」が交付されている。

助成交付金が法律補助であるのに対し、調整交付金は補助金的性格からの予算措置であり、助成

交付金の対象となる国有資産と対象外である米軍資産との均衡及び米軍に係る市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、毎年度基地所在市町村に交付されるものである。

対象となる資産は、米軍資産（米軍が建設、設置した建物及び工作物）であり、主なものは、建物では事務所、宿舍、福利厚生施設等であり、工作物では通信施設、滑走路、照明施設等である。

配分の方法については、調整交付金予算総額の2/3に相当する額を米軍資産の価格である分した額を配分することとされている。調整交付金予算総額の1/3に相当する額を市町村民税の非課税措置等により市町村が受ける税財政上の影響を考慮して配分することとされており、具体的には米軍人・軍属数、防衛施設面積の割合等を考慮している。

### 3 返還道路整備事業補助金

返還道路整備補助金は、沖縄県の区域内において駐留軍から返還された旧施設及び区域内の道路で、施設及び区域の返還に伴い現状に回復することが不相当であると認められるものについて、公道とするため市町村が行う当該道路敷地の買入に要する経費に対し、予算の範囲内において、当該市町村に補助金を交付するものである。

対象となる経費の範囲は、道路整備事業に要する用地費や、道路整備事業に付帯して必要な地方事務費である。また、補助率は10/10である。

那覇防衛施設局においては、「沖縄県内所在返還道路整備事業補助金交付要綱」を定め、平成2年度から補助金を交付している。

最近では、陸軍貯油施設（パイプライン）返還跡地の道路整備の際の用地買入に対して交付され、宜野湾市、浦添市が当該事業を実施した。

市町村別助成交付金及び調整交付金の交付額の推移（平成8年度～平成14年度）

	平成8年度			平成9年度			平成10年度			平成11年度
	助成交付金	調整交付金	計	助成交付金	調整交付金	計	助成交付金	調整交付金	計	助成交付金
国頭村	2,588	10,954	13,542	4,109	11,949	16,058	4,120	12,024	16,144	4,155
東村	6,436	14,688	21,124	12,059	40,495	52,554	13,304	52,562	65,866	13,235
本部町	-	7,669	7,669	-	7,612	7,612	-	7,635	7,635	-
名護市	66,126	180,100	246,226	71,739	180,107	251,846	72,829	189,040	261,869	73,895
恩納村	21,013	23,869	44,882	27,101	23,551	50,652	28,864	23,551	52,415	28,780
宜野座村	7,152	36,446	43,598	25,325	57,941	83,266	34,617	69,359	103,976	34,637
金武町	132,271	266,818	399,089	161,333	263,278	424,611	165,528	263,278	428,806	167,295
伊江村	5,136	10,315	15,451	23,565	31,489	55,054	25,929	34,181	60,110	26,035
(北部計)	240,722	550,859	791,581	325,231	616,422	941,653	345,191	651,630	996,821	348,032
石川市	1,088	7,683	8,771	1,088	6,936	8,024	1,248	6,936	8,184	1,262
具志川市	198,293	195,844	394,137	195,423	193,854	389,277	203,398	207,448	410,846	201,931
与那城町	-	480	480	-	200	200	-	200	200	-
勝連町	18,288	54,543	72,831	17,876	53,628	71,504	17,924	53,939	71,863	17,747
沖繩市	542,202	720,658	1,262,860	542,216	709,320	1,251,536	557,099	744,790	1,301,889	559,125
読谷村	42,513	170,829	213,342	64,900	170,799	235,699	65,361	171,209	236,570	65,436
嘉手納町	221,269	570,705	791,974	280,867	567,095	847,962	299,769	601,969	901,738	300,780
北谷町	346,694	511,511	858,205	347,406	503,531	850,937	352,155	503,883	856,038	352,592
宜野湾市	120,510	392,092	512,602	125,714	386,892	512,606	126,876	387,392	514,268	125,963
浦添市	266,081	365,046	631,127	266,092	316,829	582,921	266,916	318,920	585,836	264,447
北中城村	42,219	173,581	215,800	41,729	169,916	211,645	41,842	170,499	212,341	41,619
中城村	-	4,037	4,037	-	3,453	3,453	-	3,464	3,464	-
西原町	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-
(中部計)	1,799,157	3,167,009	4,966,166	1,883,311	3,082,453	4,965,764	1,932,588	3,170,649	5,103,237	1,930,902
那覇市	204,140	70,703	274,843	204,148	68,929	273,077	224,471	75,545	300,016	224,696
豊見城市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東風平町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
糸満市	7,874	-	7,874	6,279	-	6,279	6,279	-	6,279	6,306
具志頭村	278	-	278	331	-	331	1,646	-	1,646	1,644
玉城村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知念村	17,400	-	17,400	16,974	-	16,974	17,561	-	17,561	17,406
佐敷町	4,847	-	4,847	4,834	-	4,834	4,851	-	4,851	4,831
与那原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大里村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南風原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久米島町	-	200	200	-	200	200	-	200	200	-
渡名喜村	-	200	200	-	200	200	-	200	200	-
(南部計)	234,539	71,103	305,642	232,566	69,329	301,895	254,808	75,945	330,753	254,883
上野村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(宮古計)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石垣市	200	-	200	200	-	200	200	-	200	200
(八重山計)	200	-	200	200	-	200	200	-	200	200
合計	2,274,618	3,788,971	6,063,589	2,441,308	3,768,204	6,209,512	2,532,787	3,898,224	6,431,011	2,534,017

注：

1. 助成交付金

助成交付金は「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）」の定めるところにより、国が所有している。この助成交付金は、市町村がこれらの資産に対して固定資産税を課することができないため、固定資産税に代わる財源補てん

2. 調整交付金

米軍施設所在市町村においては、「地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）」により、米軍の所有する固定資産地外に移住する軍人・軍属やその家族については、一般住民と同様に道路・水道・ごみ処理・し尿処理・消防等の公共的サービスをすべて市町村の在せ負担となっていることから、これら市町村の財政上の問題について、県市町村連絡協議会、渉外関係主要都道府県知和45年度から「施設等所在市町村調整交付金（昭和45年自治省告示224号）」が交付されている。

3. 企画開発部の資料による。

(単位：千円)

調整交付金	平成12年度				平成13年度				平成14年度		
	計	助成交付金	調整交付金	計	助成交付金	調整交付金	計	助成交付金	調整交付金	計	
12,195	16,350	4,166	12,236	16,402	3,997	12,439	16,436	4,057	13,207	17,264	
54,036	67,271	12,935	54,597	67,532	12,289	56,487	68,776	12,355	56,487	68,842	
7,660	7,660	-	7,670	7,670	-	7,825	7,825	-	8,199	8,199	
192,330	266,225	73,895	193,476	267,371	69,670	197,820	267,490	69,670	197,820	267,490	
23,621	52,401	29,236	23,496	52,732	28,355	24,245	52,600	28,298	24,245	52,543	
71,494	106,131	35,170	71,180	106,350	32,354	73,433	105,787	32,354	73,433	105,787	
269,602	436,897	168,050	269,473	437,523	162,155	272,603	434,758	162,155	272,331	434,486	
35,285	61,320	25,885	35,609	61,494	28,785	37,870	66,655	29,792	37,870	67,662	
666,223	1,014,255	349,337	667,737	1,017,074	337,605	682,722	1,020,327	338,681	683,592	1,022,273	
6,743	8,005	1,282	6,745	8,027	1,207	6,934	8,141	1,221	6,934	8,155	
209,016	410,947	202,042	209,527	411,569	189,418	213,344	402,762	188,281	213,344	401,625	
200	200	-	200	200	-	200	200	-	200	200	
53,944	71,691	17,761	54,539	72,300	23,441	55,476	78,917	23,183	55,476	78,659	
742,941	1,302,066	574,130	729,980	1,304,110	548,409	741,965	1,290,374	547,860	741,965	1,289,825	
171,227	236,663	66,130	172,417	238,547	63,309	175,637	238,946	63,562	175,637	239,199	
610,979	911,759	299,964	614,789	914,753	287,875	627,154	915,029	288,739	626,527	915,266	
512,097	864,689	356,587	508,937	865,524	334,600	557,690	892,290	334,432	557,690	892,122	
378,376	504,339	126,334	380,316	506,650	120,399	386,932	507,331	119,977	386,932	506,909	
308,585	573,032	268,027	304,771	572,798	258,272	314,876	573,148	258,272	314,876	573,148	
166,636	208,255	42,015	166,662	208,677	39,880	169,152	209,032	39,820	169,152	208,972	
3,358	3,358	-	3,358	3,358	-	3,458	3,458	-	0	0	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
3,164,102	5,095,004	1,954,272	3,152,241	5,106,513	1,866,810	3,252,818	5,119,628	1,865,347	3,248,733	5,114,080	
75,579	300,275	227,290	73,697	300,987	218,685	69,401	288,086	218,138	69,332	287,470	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	1,249	-	1,249	1,234	-	1,234	
-	6,306	6,306	-	6,306	5,959	-	5,959	5,887	-	5,887	
-	1,644	1,644	-	1,644	1,529	-	1,529	1,511	-	1,511	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	17,406	17,341	-	17,341	16,135	-	16,135	15,974	-	15,974	
-	4,831	4,834	-	4,834	4,459	-	4,459	4,405	-	4,405	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
200	200	-	200	200	-	200	200	-	200	200	
200	200	-	200	200	-	200	200	-	200	200	
75,979	330,862	257,415	74,097	331,512	248,016	69,801	317,817	247,149	69,732	316,881	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	200	200	-	200	202	-	202	202	-	202	
-	200	200	-	200	202	-	202	202	-	202	
3,906,304	6,440,321	2,561,224	3,894,075	6,455,299	2,452,633	4,005,341	6,457,974	2,451,379	4,002,057	6,453,436	

する固定資産のうち米軍に使用させている国定資産や自衛隊が使用する固定資産の台帳価格に応じて基地所在市町村に交付されての性格を有するものと解されている。

産には固定資産税や都市計画税を課することができず、また住民税や電気・ガス税等の市町村税も非課税となっている。一方、基市町村から受けている。しかし、これらの非課税措置による税収減や財政需要の増加に対する補てん措置が行われておらず、一事連絡協議会、その他基地関係団体においては新たに特別の交付金制度を設けるべきであるとして強力な運動を展開した結果、昭

#### 4 思いやり予算

在日米軍駐留経費のうち、駐留軍従業員の雇用に係る経費、光熱水料及び施設・区域内の整備に係る経費の一部で、日本政府が負担しているものを思いやり予算と呼んでいる。

日米地位協定第24条は、第1項で「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は……この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。」とし、基本的には、駐留に係る経費は米側が負担することを規定している。

ところが、1978年度（昭和53年度）から、従来米側が負担していた日本人従業員の福利厚生費・労務管理費を日本側が負担するようになり、その後、格差給、語学手当、軍人用住宅など、提供施設の整備費についても負担するようになった。

現在では、その負担の範囲がさらに拡大され、日本人従業員の年末手当や退職手当、米軍使用に係る電気・ガス・水道料なども日本側が負担している。

なお、1987年から、日米間で効力期間を限った「特別協定」が締結されるようになり、これを根拠にして日本側の駐留経費負担が実施されている。現在の協定は、2000年12月に合意されたもので、期間は2001年4月1日から2006年3月31日までの5年間となっている。

#### 在日米軍駐留経費負担（思いやり予算）

（単位：百万円）

区 分	平成13年度予算執行額		平成14年度予算額	
	全 国	沖 縄	全 国	沖 縄
提供施設の整備	71,064	14,495	75,313	11,005
労務費の負担	146,000	47,809	148,011	48,105
福利費等	17,041	5,342	19,077	5,397
給与費	128,958	42,467	128,934	42,709
(1)特別協定給与	119,331	39,329	119,208	39,520
(2)その他の給与	9,628	3,138	9,726	3,189
光熱水料等の負担	26,377	-	26,259	-
訓練移転費の負担	215	-	375	-
合 計	243,655	62,304	249,959	59,110

注：那覇防衛施設局の資料による。

旅費、庁費は計上していない。

光熱水料等については、種分けができない。

計数は、四捨五入によっているため符合しないことがある。

#### （参考1）日米地位協定第24条〔経費の負担〕

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同で使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行うことが合意される。

(参考2) 特別協定の正式名称

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」

豆 知 識

事故クラスについて

米軍の航空機が事故を起こした場合、その被害の状況により、以下のとおりランクが設定されている（米国空軍安全センターの陸上安全ホームページより）。なお、クラスAの事故の場合は事故調査委員会が開かれ、事故原因の究明等について調査がなされ、その一部の結果は公表可能である。また、事故クラスに関係なく安全調査委員会が開かれることがあり、その結果は以後の安全対策に役立てられるが、米国の法律に基づき公表されていない（第18航空団（在沖空軍）より）。

クラスA

- 死亡または生涯にわたる完全障害
- 航空機、宇宙船やミサイルの破損
- 報告された損害額が100万ドルあるいはそれ以上

クラスB

- 生涯にわたる部分障害
- 3人以上の隊員が入院
- 報告された損害額が20万ドルから100万ドルの間

クラスC

- ケガにより一日の労働時間（8時間）を失う
- 報告された損害額が2万ドルから20万ドルの間

## 第2節 基地と経済

沖縄における「基地」の地域経済に与える影響については、復帰前はもとより、復帰後も強い関心が持たれるとともに、特に最近では、返還跡地の有効利用を推進する視点から、その実状の把握が要望されてきている。

しかし、「基地経済」については、定義の問題や米軍基地という性質上統計資料の入手が困難なこともあって、数量的に把握しにくい面があるのが実状である。

この節では従前からの手法や資料を活用して、県民経済計算に占める軍関係受取、市町村財政における基地関係収入についてみるほか、関係機関からの聞き取り等による基地に関わる各経済部門の状況について述べてみる。

### 1 県民経済計算に占める軍関係受取

県民経済計算においては、「軍用地料」、「軍雇用者所得」及び「軍人・軍属の消費支出」を軍関係受取として位置づけている。

県民総支出に占める軍関係受取の割合の推移をみると、県経済の規模拡大を背景として、復帰時の昭和47年度の15.6パーセントから年をおって低下してきており、平成12年度は4.9パーセントとなっている。

一方、他産業の伸び率と比較すると、県民総支出に占める観光収入の割合は、昭和47年度の8.2パーセントから平成12年度は11.0パーセントへと増加し、沖縄県の経済は基地経済から観光産業へ重点を移しつつあることがわかる。

しかし、軍関係受取は財政収入、観光収入に続く規模であり、依然として大きな収入源であることに変わりはない。

軍関係受取の絶対額は、昭和47年度の約780億円から年々増加し、平成12年度には1,844億円に達している。以下、個別にその推移を見てみる。

#### 軍用地料

日本本土にある米軍基地のほとんどが国有地（約87.5%）であるのに対し、沖縄県では国有地は34.1パーセントに過ぎず、市町村有地（約29.2%）、民有地（約33.2%）が多い。また、国は、市町村を含む地主と私法上の賃貸借契約を締結して米軍（及び自衛隊）に土地を提供しており、地主には軍用地料が支払われる。

現在、36,694人（平成14年3月末現在、米軍及び自衛隊基地それぞれの地主数の合計）の軍用地主が存在し、軍用地料を受け取っている（ただし、契約拒否地主（国との米軍用地賃貸借契約を拒否している地主）約3,300人は除かれる）。

軍用地料は、基地面積が、昭和47年の復帰時に比べ16.2パーセント減少（米軍専用施設面積の平成14年3月末時点との比較）しているにもかかわらず、地価の上昇も背景にあるが堅調に伸びており、平成13年度は総額849億円を計上している（米軍基地751億円、自衛隊基地98億円）。

高額な軍用地料の背景には、人口・産業が集中する中・南部圏に基地が多く、軍用地料が宅地並の評価を受けているということが要因の1つとして考えられている。

軍用地料は、軍関係受取の中でも最大の金額であり、この収入が県経済へどのように影響を与えているのかは各方面から大きな関心が持たれているところである。

基地関係収入の推移

(単位：億円、%)

	県民総支出 A	県外受取 B	軍関係受取				観光収入 D	農林水産純 生産額 E	C/B (%)	C/A (%)	D/A (%)	E/A (%)
			計 C	軍人軍属消 費支出	軍雇用者所 得	軍用地料						
昭和47年	5,013	4,011	780	414	240	126	409	287	19.4	15.6	8.2	5.7
昭和48年	7,177	5,193	790	288	320	182	476	376	15.2	11.0	6.6	5.2
昭和49年	8,611	7,624	975	335	376	264	575	440	12.8	11.3	6.7	5.1
昭和50年	10,028	8,819	1,020	389	361	269	1,277	496	11.6	10.2	12.7	4.9
昭和51年	10,656	8,587	1,070	423	379	268	660	594	12.5	10.0	6.2	5.6
昭和52年	11,631	10,019	1,014	462	291	261	1,064	669	10.1	8.7	9.1	5.8
昭和53年	13,176	11,306	1,005	407	313	285	1,435	721	8.9	7.6	10.9	5.5
昭和54年	14,610	12,729	1,045	464	278	304	1,822	723	8.2	7.2	12.5	4.9
昭和55年	15,647	13,832	1,124	525	278	322	1,803	673	8.1	7.2	11.5	4.3
昭和56年	17,098	14,720	1,342	700	292	350	1,969	753	9.1	7.8	11.5	4.4
昭和57年	18,226	14,288	1,374	694	306	374	1,997	742	9.6	7.5	11.0	4.1
昭和58年	19,464	14,196	1,397	691	320	385	2,043	734	9.8	7.2	10.5	3.8
昭和59年	20,844	14,991	1,514	786	330	399	2,344	760	10.1	7.3	11.2	3.6
昭和60年	22,512	15,633	1,473	708	350	415	2,271	804	9.4	6.5	10.1	3.6
昭和61年	23,872	15,112	1,378	589	357	432	2,356	739	9.1	5.8	9.9	3.1
昭和62年	25,165	15,363	1,316	512	376	428	2,599	746	8.6	5.2	10.3	3.0
昭和63年	26,284	15,611	1,347	517	386	444	2,643	666	8.6	5.1	10.1	2.5
平成元年	28,168	16,830	1,434	548	419	466	3,011	811	8.5	5.1	10.7	2.9
平成2年	29,240	17,913	1,467	525	453	489	3,249	642	8.2	5.0	11.1	2.2
平成3年	30,706	18,939	1,527	532	479	516	3,459	593	8.1	5.0	11.3	1.9
平成4年	31,675	20,424	1,614	546	500	568	3,443	623	7.9	5.1	10.9	2.0
平成5年	32,807	21,302	1,629	505	516	608	3,445	603	7.6	5.0	10.5	1.8
平成6年	33,098	21,390	1,628	487	503	638	3,410	551	7.6	4.9	10.3	1.7
平成7年	33,819	21,732	1,670	477	523	670	3,648	558	7.7	4.9	10.8	1.6
平成8年	35,079	22,488	1,762	530	528	704	3,798	553	7.8	5.0	10.8	1.6
平成9年	35,837	23,029	1,827	556	529	743	4,252	576	7.9	5.1	11.9	1.6
平成10年	36,510	23,737	1,865	571	527	767	4,495	541	7.9	5.1	12.3	1.5
平成11年	36,863	24,072	1,831	514	523	794	4,747	576	7.6	5.0	12.9	1.6
平成12年	37,443	23,794	1,844	514	508	822	4,127	500	7.7	4.9	11.0	1.3

- 注 1. 沖縄県企画開発部の資料による。  
 2. 軍用地料は、自衛隊関連を含む。  
 3. 計は四捨五入によるため、符合しないことがある。

米軍基地賃借料の推移

施設名	年度												
	昭和47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
北部訓練場	37	45	50	56	58	110	162	209	259	289	296	322	341
安波訓練場	2	2	2	2	2	2	3	3	5	2			
奥間レスト・センター	12	17	24	28	29	31	36	38	41	44	47	49	51
伊江島補助飛行場	122	180	265	331	364	390	423	464	491	533	536	574	593
八重岳通信所	1	2	3	4	5	4	4	4	4	5	5	5	5
慶佐次通信所	6	9	19	23	25	25	27	27	33	33	35	37	39
キャンプ・シュワブ	160	276	439	510	540	555	581	606	641	682	734	770	813
辺野古弾薬庫	10	13	27	23	25	26	27	33	35	37	40	42	82
キャンプ・ハンセン	617	953	1,480	1,772	1,889	1,973	2,108	2,205	2,377	2,598	2,893	3,015	3,111
久志訓練場	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恩納通信所	21	39	56	57	58	59	64	71	75	80	85	89	94
キャンプ・ハーディー	4	7	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恩納サイト	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
屋嘉訓練場	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ギンバル訓練場	6	8	15	20	22	23	28	29	31	33	36	39	40
屋嘉レスト・センター	9	12	17	17	17	17	20	9	-	-	-	-	-
金武レッド・ビーチ訓練場	2	3	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6
金武ブルー・ビーチ訓練場	4	6	11	14	15	17	19	20	21	22	25	26	27
瀬名波通信施設 (ボロー・ポイント射撃場)	218	337	334	216	154	83	89	107	120	130	138	146	154
嘉手納弾薬庫地区	899	1,362	2,050	2,292	2,475	2,498	2,591	2,988	3,215	3,521	3,729	3,904	4,173
知花サイト	2	0											
石川陸軍補助施設	5	7	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
読谷陸軍補助施設	11	15	13	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-
楚辺通信所	39	58	85	89	97	102	117	120	124	141	153	159	167
読谷補助飛行場	37	52	73	75	76	76	51	50	51	60	81	68	74
天願棧橋	1	2	2	2	2	3	4	4	4	5	5	6	6
キャンプ・コートニー	139	195	292	296	301	306	339	347	382	425	519	489	487
天願通信所	148	123	9	9	9	9	11	17	15	16	17	4	-
キャンプ・マクトリアス	38	59	101	102	103	104	114	116	116	149	147	154	161
キャンプ・シールズ	29	40	55	60	64	67	72	95	113	119	131	142	153
キャンプ・ヘーグ	72	111	156	158	159	19	-	-	-	-	-	-	-
平良川通信所	20	22	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
波平陸軍補助施設	4	6	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリイ通信施設	193	242	289	311	323	324	362	391	430	465	483	510	536
嘉手納飛行場	3,153	4,505	6,840	6,907	6,996	7,002	7,798	8,243	8,990	9,863	10,265	10,664	11,016
嘉手納住宅地区	12	17	25	25	25	17	-	-	-	-	-	-	-
砂辺倉庫	8	10	12	12	12	12	12	12	14	14			
砂辺陸軍補助施設	8	13	18	18	18	1	-	-	-	-	-	-	-
カシジ陸軍補助施設	1	2	3	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
コザ通信所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キャンプ桑江	229	325	457	451	459	449	494	514	541	587	690	691	669
キャンプ瑞慶覧	1,403	2,033	2,807	2,746	2,751	2,732	3,044	3,170	3,426	3,583	3,686	3,851	3,972
瑞慶覧通信所	20	32	45	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-
泡瀬通信施設	275	386	561	572	330	152	169	179	195	207	222	207	218
西原陸軍補助施設	7	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホワイト・ビーチ地区	70	123	221	230	231	209	250	293	319	339	377	409	433
泡瀬倉庫地区	9	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久場崎学校地区	13	25	36	35	36	36	43	44	47	-	-	-	-
普天間飛行場	919	1,347	1,907	1,909	1,908	1,864	2,056	2,142	2,266	2,490	2,707	2,804	2,901
キャンプ・マーシー	75	107	139	122	0	-	1	-	1	-	-	-	-
キャンプ・ブーン	32	45	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧港倉庫	3	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧港サービス事務所	7	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧港補給地区	659	937	1,306	1,302	1,292	1,292	1,421	1,492	1,623	1,766	1,902	1,936	1,978
牧港補給地区補助施設	8	9	14	14	14	14	14	14	14	14			

(単位：百万円)

60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
353	369	433	453	454	453	475	475	447	464	464	464	465	468	476	481	482
														-	-	-
53	56	58	60	64	77	92	110	118	123	130	137	144	150	159	167	174
620	663	697	728	793	832	871	932	978	1,009	1,059	1,111	1,172	1,209	1,252	1,294	1,335
5	5	6	6	6	7	7	8	9	5							
41	43	45	46	49	51	53	55	57	59							
856	904	954	1,009	1,095	1,173	1,248	1,390	1,488	1,542	1,607	1,679	1,822	1,914	2,055	2,200	2,346
81	90	94	97	103	109	114	122	128	132	137	144	152	156	161	164	167
3,235	3,385	3,488	3,652	3,898	4,116	4,335	4,731	4,986	5,151	5,364	5,627	5,923	6,112	6,337	6,574	6,794
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
98	103	107	112	116	122	128	140	147	151	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	44	45	47	50	53	55	59	62	64	67	70	74	76	79	82	85
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	7	7	7	8	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	11	11
28	29	30	32	33	35	37	40	42	43	45	47	50	51	53	55	57
162	172	180	189	199	211	225	244	260	272	284	297	311	320	334	348	360
4,407	4,670	4,866	5,093	5,349	5,661	5,985	6,858	7,515	7,997	8,467	8,908	9,429	9,717	9,519	9,781	10,039
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
176	185	193	201	209	218	228	246	262	274	285	297	310	319	331	343	354
78	82	84	87	91	95	99	107	114	119	124	130	135	139	145	150	155
6	6	6	6	6	7	7	8	9	9	10	11	11	11	12	12	13
557	553	580	609	644	688	738	816	889	928	967	1,009	1,051	1,082	1,122	1,156	1,185
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
168	176	183	191	200	212	226	248	267	278	290	299	312	321	332	342	351
168	178	182	192	202	221	244	323	382	421	463	509	549	572	594	615	638
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
563	599	628	658	696	735	785	890	958	1,007	1,056	1,110	1,158	1,191	1,214	1,256	1,298
11,464	11,952	12,364	12,896	13,482	14,097	14,877	16,313	17,417	18,252	19,122	20,033	21,006	21,634	22,489	23,205	23,949
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
694	729	761	796	831	868	909	991	1,058	1,102	1,138	1,200	1,254	1,293	1,352	1,405	1,451
4,111	4,291	4,422	4,578	4,760	4,967	5,180	5,636	5,994	6,267	6,578	6,867	7,175	7,370	7,705	7,932	8,163
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
229	240	252	266	287	307	325	357	386	406	430	456	496	518	552	577	596
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
454	476	496	518	543	573	609	665	711	742	774	808	844	861	887	912	935
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,011	3,142	3,269	3,415	3,564	3,721	3,897	4,225	4,484	4,689	4,895	5,113	5,354	5,525	5,793	6,002	6,183
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,077	2,166	2,254	2,354	2,455	2,570	2,670	2,913	3,094	3,230	3,372	3,529	3,697	3,839	4,043	4,208	4,333

施設名	年度												
	昭和47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
牧港調達事務所	12	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浦添倉庫	16	18	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工兵隊事務所	77	93	106	106	106	106	106	107	108	109			
牧港住宅地区	838	1,151	1,586	1,583	1,575	1,391	1,512	1,643	1,758	1,904	2,006	2,099	2,167
那覇冷凍倉庫	7	8	8	8	8	8	8	8	7	9			
ハーバービュー・クラブ	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
那覇港湾施設	445	615	842	842	840	840	932	970	1,061	1,080	1,369	1,130	1,160
那覇空軍・海軍補助施設	792	1,136	1,969	1,975	1,919	1,792	1,941	2,030	1,505	1,629	88	40	35
那覇サイト	24	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知念第一サイト	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知念第二サイト	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新里通信所	2	3	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知念補給地区	52	69	69	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
与座岳航空通信施設	3	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
与座岳サイト	3	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
与座岳陸軍補助施設	5	4	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南部弾薬庫	27	44	58	72	80	-	-	-	-	-	-	-	-
陸軍貯油施設	111	239	339	340	351	362	417	436	472	557	553	593	602
鳥島射撃場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
出砂島射撃場	2	2	3	4	5	5	5	6	6	7			
久米島航空通信施設	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久米島射撃場	0	0	0	71	79	85	91	93	98				
浮原島訓練場	0	1	1	1	2	2	0						
黄尾嶼射撃場	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5			
宮古島航空通信施設	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖大東島射撃場	-	49	42	42	42	42	46	80	169	215			
那覇海軍航空施設	30	43	75	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊波城観光ホテル	64	76	85	85	85	85	85	21	-	-	-	-	-
合計	12,315	17,715	25,538	25,951	25,912	25,245	27,617	29,368	31,116	33,776	34,507	35,486	36,771

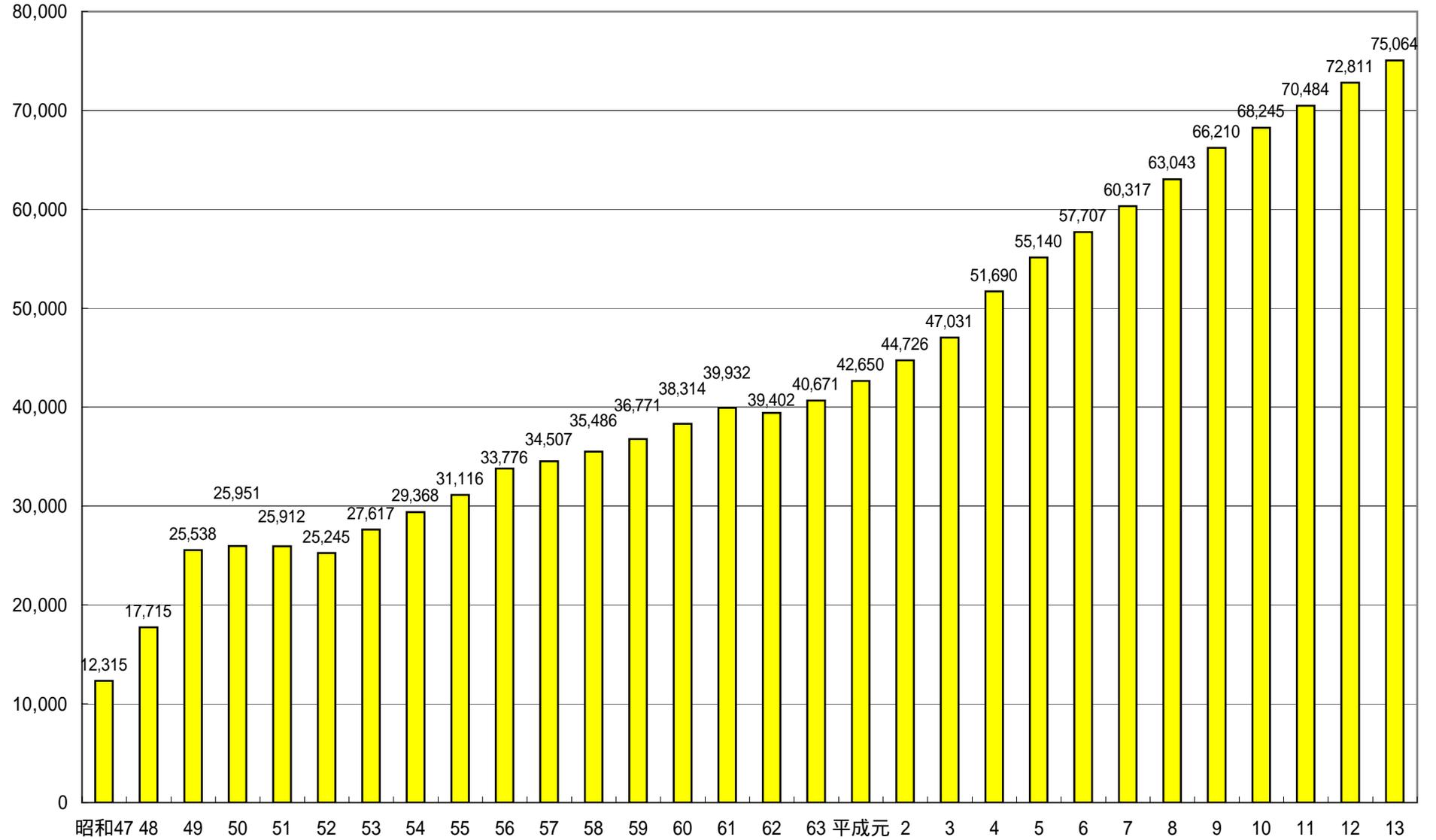
- 注： 1. 那覇防衛施設局の資料による。  
2. 「-」は、支出対象者が1人又は少数の施設であり、金額が公表されていないものである。合計欄にはこれらの金額を含む。  
3. 施設全体が国有地（那覇サービス・センター、津堅島訓練場、赤尾嶼射撃場、宮古島ポルトック施設）であるものは除く。  
4. 米軍が共同使用（日米地位協定第2条4項(b)）する自衛隊施設の賃借料は除く（浮原島訓練場については、昭和54年度以降、空欄としてある）。  
5. 「0」は表示単位に満たないもの、「-」は事実がないものである。

(単位：百万円)

60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,251	2,334	423	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,192	1,152	1,075	1,110	1,154	1,193	1,239	1,334	1,394	1,451	1,512	1,578	1,652	1,698	1,748	1,773	1,809
35	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
585	603	626	656	686	710	722	789	855	895	942	980	1,028	1,058	1,100	1,137	1,171
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38,314	39,932	39,402	40,671	42,650	44,726	47,031	51,690	55,140	57,707	60,317	63,043	66,210	68,245	70,484	72,811	75,064

# 米軍基地の年度別賃借料推移

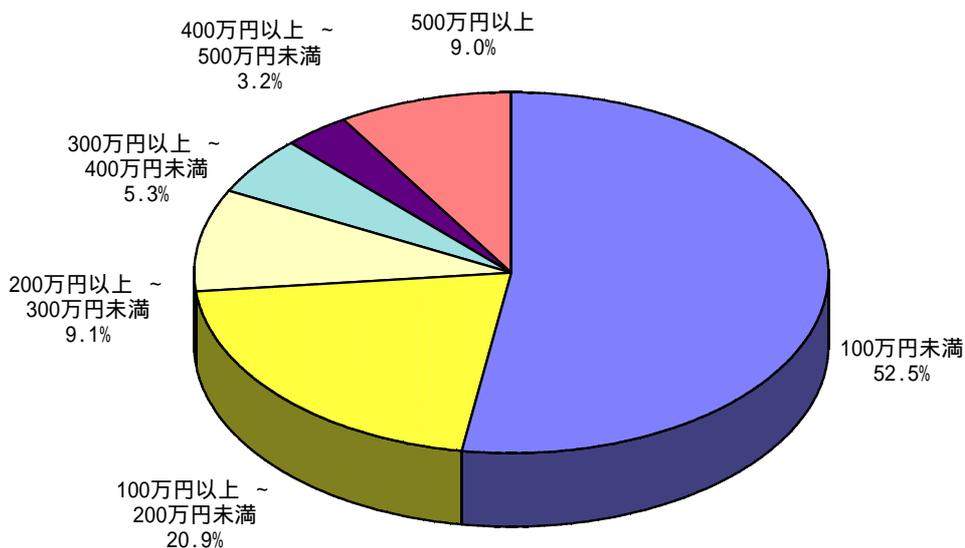
百万円



年度

なお、那覇防衛施設局の資料によれば、平成13年度における軍用地料の支払額別所有者数（自衛隊分も含む）は下表のとおりとなっている。

金額	割合	所有者数
100万円未満	52.5 %	19,266 人
100万円以上 ~ 200万円未満	20.9 %	7,682 人
200万円以上 ~ 300万円未満	9.1 %	3,344 人
300万円以上 ~ 400万円未満	5.3 %	1,933 人
400万円以上 ~ 500万円未満	3.2 %	1,164 人
500万円以上	9.0 %	3,305 人
合計	100.0 %	36,694 人



### 軍雇用者所得

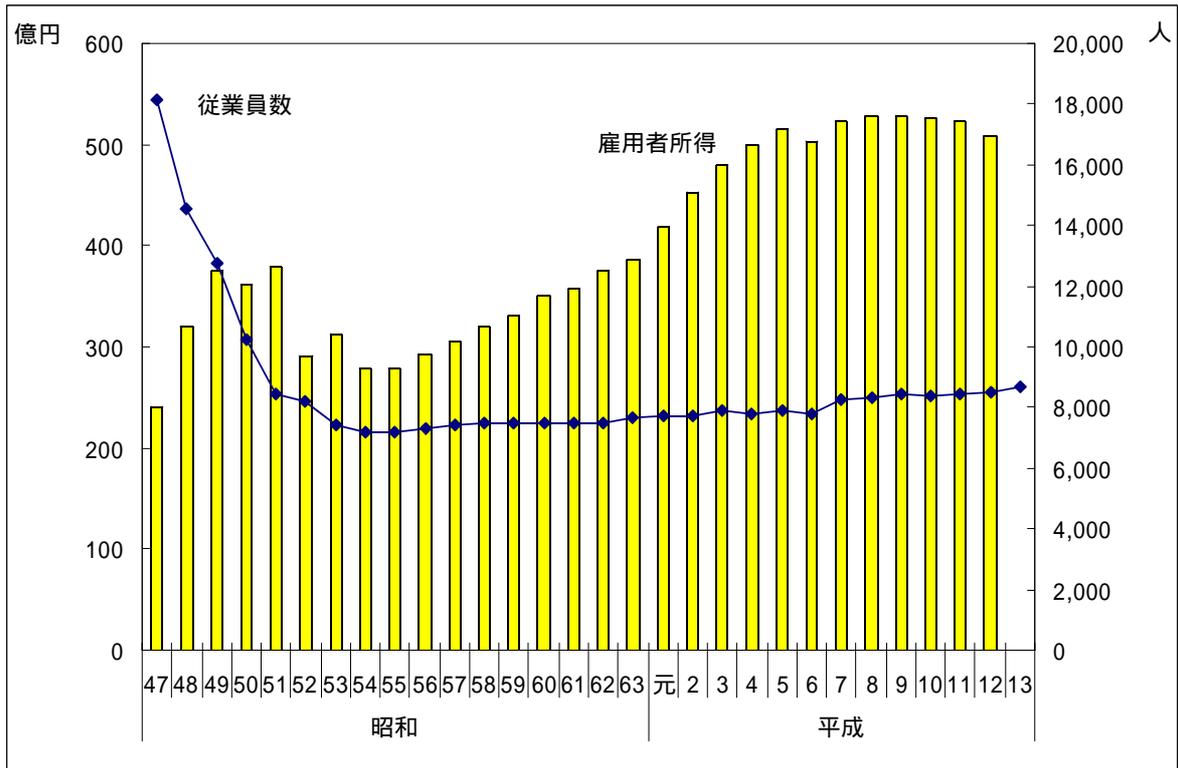
軍雇用者所得は、昭和55年度以前は上下動がみられるものの、昭和56年度以降平成5年度まで、右肩上がりで伸び続けている。この間の従業員数はほぼ横ばいを続けているため、この雇用者所得の着実な伸びの背景には、1978年度（昭和53年度）から在日米軍駐留経費負担（いわゆる「思いやり予算」）の名目で、日本側が駐留従業員の給与費等を負担してきたことがあげられるものと思われる。平成5年度以降は、ほぼ横ばいの状態となっている。

軍雇用者所得と駐留軍従業員数の推移

(単位：億円、人)

年度	軍雇用者所得	駐 留 軍 従 業 員 数																	
		基本労務契約					船員契約 (陸軍)	諸機関労務協約					合 計						
		陸軍	海軍	空軍	海兵隊	計		陸軍	海軍	空軍	海兵隊	OWEX	計	陸軍	海軍	空軍	海兵隊	OWEX	計
昭和 47	240	11,019	407	1,882	1,310	14,618	94	635	129	527	496	1,619	3,406	11,748	536	2,409	1,806	1,619	18,118
48	320	9,041	394	1,844	1,240	12,519	52	254	94	4	336	1,284	1,972	9,347	488	1,848	1,576	1,284	14,543
49	376	7,696	384	1,849	1,212	11,141	12	162	83	286	216	835	1,582	7,870	467	2,135	1,428	835	12,735
50	361	5,520	268	1,817	1,204	8,809	12	105	56	255	216	812	1,444	5,637	324	2,072	1,420	812	10,265
51	379	2,783	398	2,352	1,537	7,070	4	28	47	238	267	793	1,373	2,815	445	2,590	1,804	793	8,447
52	291	2,420	391	2,361	1,658	6,830	4	26	3	231	275	806	1,341	2,450	394	2,592	1,933	806	8,175
53	313	1,136	390	2,564	2,067	6,157	4	0	2	208	284	789	1,283	1,140	392	2,772	2,351	789	7,444
54	278	904	390	2,484	2,057	5,835	4	0	5	202	327	804	1,338	908	395	2,686	2,384	804	7,177
55	278	867	389	2,476	2,071	5,803	4	0	5	201	345	838	1,389	871	394	2,677	2,416	838	7,196
56	292	857	390	2,444	2,061	5,752	4	0	7	204	400	912	1,523	861	397	2,648	2,461	912	7,279
57	306	830	382	2,395	2,077	5,684	4	0	6	280	438	988	1,712	834	388	2,675	2,515	988	7,400
58	320	805	368	2,430	2,050	5,653	4	0	5	339	454	1,033	1,831	809	373	2,769	2,504	1,033	7,488
59	330	798	371	2,403	2,022	5,594	4	0	6	337	452	1,064	1,859	802	377	2,740	2,474	1,064	7,457
60	350	792	353	2,361	1,986	5,492	4	0	7	348	465	1,151	1,971	796	360	2,709	2,451	1,151	7,467
61	357	763	370	2,330	2,011	5,474	4	0	95	356	448	1,118	2,017	767	465	2,686	2,459	1,118	7,495
62	376	704	369	2,401	1,978	5,452	4	2	101	366	435	1,109	2,013	710	470	2,767	2,413	1,109	7,469
63	386	707	368	2,427	1,989	5,491	4	1	99	420	464	1,210	2,194	712	467	2,847	2,453	1,210	7,689
平成 元	419	699	376	2,376	1,985	5,436	4	1	125	424	522	1,234	2,306	704	501	2,800	2,507	1,234	7,746
2	453	697	367	2,311	1,942	5,317	4	1	150	475	539	1,231	2,396	702	517	2,786	2,481	1,231	7,717
3	479	780	400	2,271	1,964	5,415	4	1	113	563	572	1,230	2,479	785	513	2,834	2,536	1,230	7,898
4	500	710	369	2,214	2,000	5,293	5	1	122	595	558	1,239	2,515	716	491	2,809	2,558	1,239	7,813
5	516	725	378	2,223	2,020	5,346	6	12	123	570	554	1,296	2,555	743	501	2,793	2,574	1,296	7,907
6	503	732	372	2,183	2,013	5,300	6	5	121	540	535	1,299	2,500	743	493	2,723	2,548	1,299	7,806
7	523	749	387	2,447	2,079	5,662	6	8	124	491	535	1,432	2,590	763	511	2,938	2,614	1,432	8,258
8	528	755	398	2,494	2,086	5,733	6	11	122	517	520	1,440	2,610	772	520	3,011	2,606	1,440	8,349
9	529	755	396	2,509	2,103	5,763	6	14	122	547	504	1,487	2,674	775	518	3,056	2,607	1,487	8,443
10	527	750	415	2,470	2,093	5,728	6	14	115	556	504	1,477	2,666	770	530	3,026	2,597	1,477	8,400
11	523	758	406	2,442	2,086	5,692	6	18	147	572	530	1,485	2,752	782	553	3,014	2,616	1,485	8,450
12	508	746	407	2,407	2,119	5,679	6	18	135	571	513	1,569	2,806	770	542	2,978	2,632	1,569	8,491
13	...	737	411	2,392	2,398	5,938	6	21	135	582	530	1,491	2,759	764	546	2,974	2,928	1,491	8,703

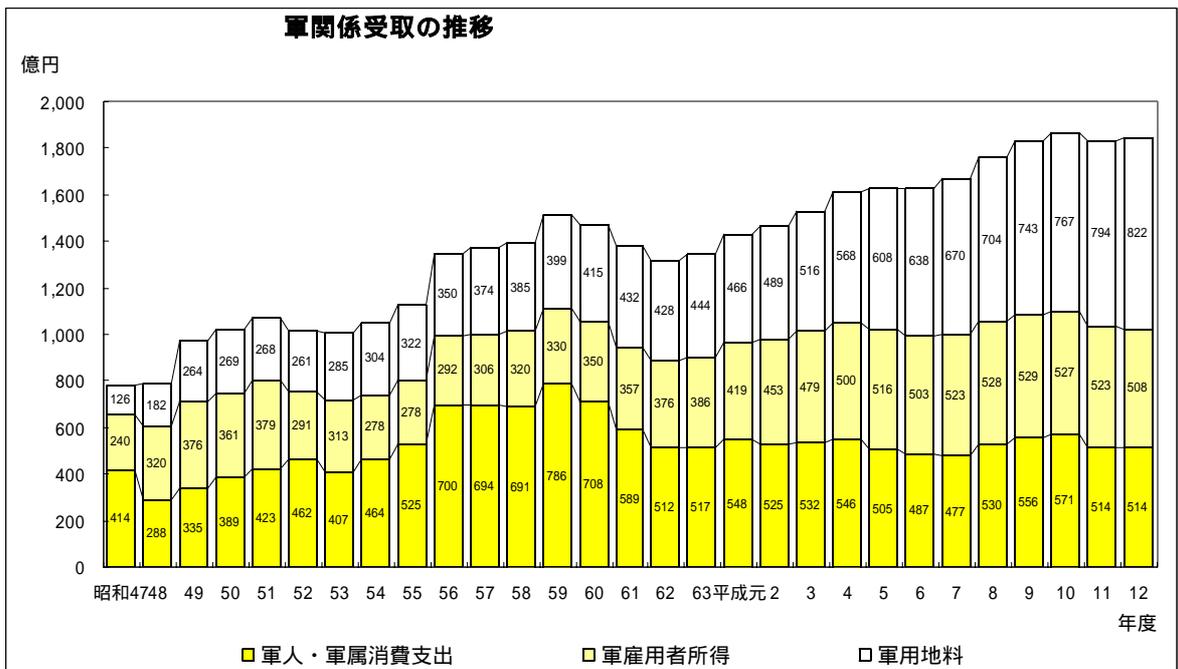
- 注 1. 軍雇用者所得は、沖縄県企画開発部の資料による。  
 2. 駐留軍従業員数は、沖縄県商工労働部の資料による。従業員数は各年度の3月末現在である。(例えば、昭和47年度は昭和48年3月末となる)  
 3. O W E X (Okinawa Exchange) = 沖縄エクステンジ



**軍人・軍属消費支出**

軍人・軍属の消費支出については、昭和59年の786億円をピークに円高が始まった昭和60年以降減少傾向が続いていたが、昭和63年以降からは安定的な推移を示している。

以上のことから、県民経済計算のうち、軍関係受取の推移を軍用地料（自衛隊を含む）、軍雇用者所得、軍人・軍属消費支出からみると以下のグラフのとおりとなる。



## 2 市町村財政における基地関係収入

### (1) 基地関係収入

軍関係受取の県民総支出に占める割合については、県経済全体の立場からとらえたものであったが、地域により基地の及ぼす影響は異なるので、視点を変え、市町村財政における基地関係収入をみることにする。

基地を抱える県下の市町村は、基地に関連した収入を得ており、これらの収入（以下、「基地関係収入」と称する）は、当該市町村財政に深く組み込まれ、構造的なものとなっている。

基地関係収入には次のようなものがある。

(ア) 「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」（いわゆる「基地周辺整備法」）に基づくもの（内閣府所管）

防音工事等への各種助成事業

特定防衛施設周辺整備調整交付金（SACO交付金含む）

(イ) 基地交付金（総務省（旧自治省）所管）

助成交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律）

調整交付金（施設等所在市町村調整交付金要綱）

(ウ) 市町村が軍用地主としての立場から受け取る地代等（市町村歳入の財産運用収入に計上される）

(エ) その他の補助金・委託金

返還道路整備事業補助金

防音事業関連維持費補助金

施設区域取得事務委託金 など

### (2) 基地所在市町村の基地関係収入の現状

平成13年度における県下53市町村（平成14年3月31日現在）全体の歳入総額は約5,862億円で、このうち基地関係収入が約312億円あり、全体の5.3パーセントを占めている。

基地所在市町村32団体のうち基地関係収入のある31市町村の歳入総額に占める基地関係収入の割合は、6.6パーセントとなっている。

歳入総額（億円）		左のうち 基地関係収入 C	割合（％）	
53市町村 A	31市町村 B		C / A	C / B
5,862	4,741	312	5.3	6.6

なお、基地関係収入が歳入総額の5パーセント以上を占める市町村は13団体あり、うち10パーセント以上を占める市町村は、嘉手納町、金武町など10団体となっている。この数値は、いわば財政の基地依存度を示すものといえる。

割合	団体数	団体名
20%以上	4	嘉手納町、金武町、伊江村、恩納村
10～20%	6	宜野座村、名護市、北谷町、読谷村、中城村、北中城村
5～10%	3	沖縄市、渡名喜村、宜野湾市
0～5%	18	具志川市、勝連町、東村、浦添市、国頭村、知念村、仲里村、石川市 ほか10市町村
収入なし	22	上記以外の市町村

また、金額ベースで見ると、基地関係収入1億円以下が12団体、1～10億円が7団体、10億円以上が12団体となっている。

区 分	団体数	団 体 名
20億円以上	4	名護市、沖縄市、嘉手納町、金武町
15～20億円	5	伊江村、宜野座村、北谷町、恩納村、宜野湾市
10～15億円	3	読谷村、具志川市、浦添市
5～10億円	3	中城村、北中城村、那覇市
1～5億円	4	勝連町、石川市、東村、国頭村
1億円以下	12	渡名喜村、豊見城村、仲里村、知念村、本部町、与那城町、具志川村、糸満市、佐敷町、具志頭村、東風平町、石垣市

基地関係収入の種類別内訳をみると、基地交付金が65億円、基地関係の財産運用収入（軍用地料等）が93億円、防衛関係補助金が154億円となっている。

（単位：億円）

基地交付金	基地関係の 財産運用収入	基地周辺整備 補 助 金	その他の補助 ・ 委 託 金	合 計
65	93	93	61	312

### (3) 基地関係収入と市町村財政への影響

平成13年度市町村決算において、歳入総額に占める基地関係収入の割合を見ると、嘉手納町の38.8%を筆頭に、金武町の36.6%、伊江村30.1%、恩納村21.8%、以下、宜野座村、名護市、北谷町、読谷村等の順に続いている。

これらの市町村の平成13年度における経常一般財源比率をみると、宜野座村159.5%、金武町146.7%、恩納村141.5%、嘉手納町139.3%、北谷町120.3%となっており、上位の市町村はすべて基地所在市町村が占めている。

経常一般財源比率は、経常一般収入額を標準財政規模で除した数値で、一般財源について標準的に期待される額と現実の収入額の割合を示し、平成13年度の沖縄県下市町村平均は105.3%となっている。

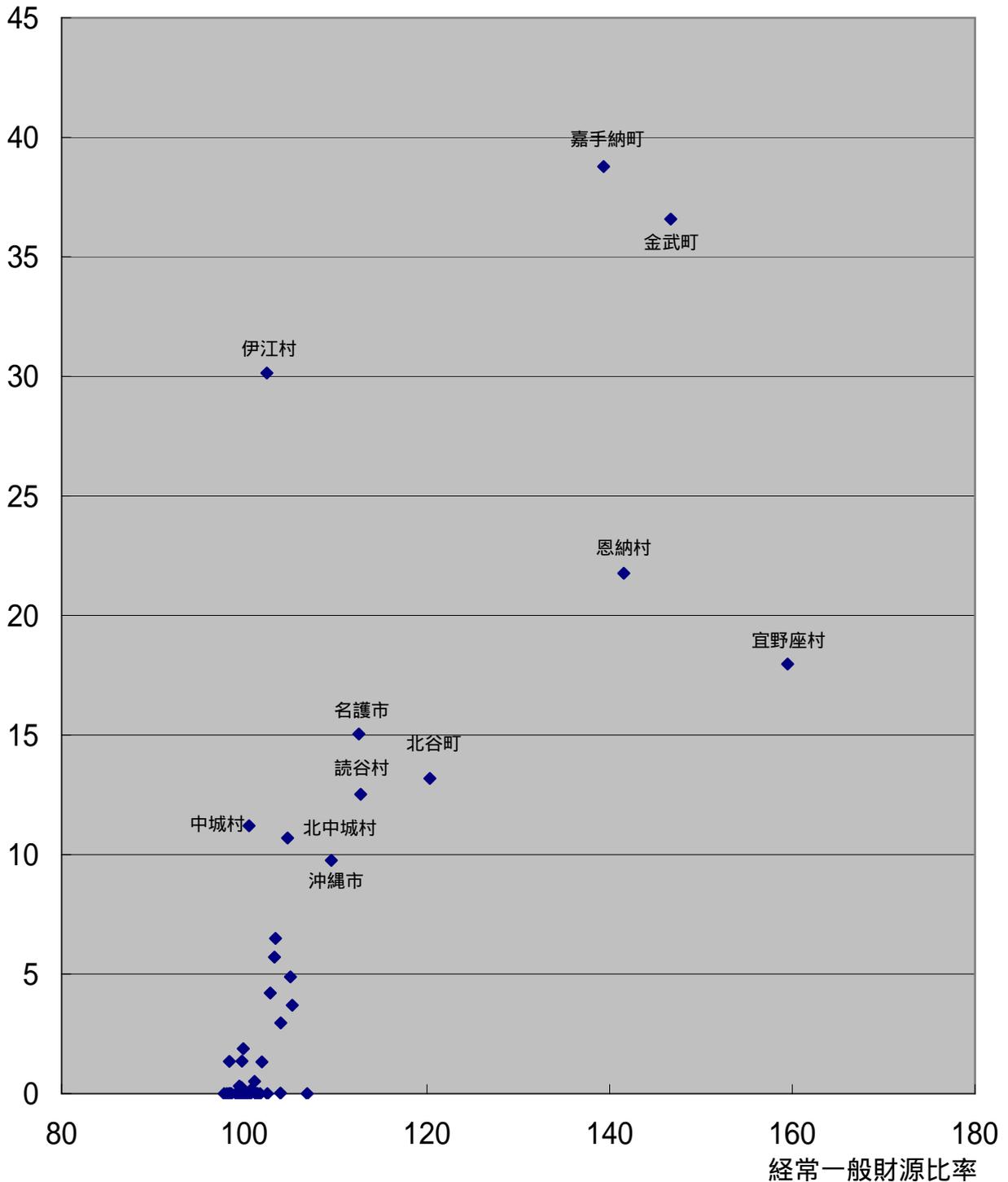
また、経常収支比率は、経常的な一般財源が義務的性格の強い経常費にどの程度充当されているかという指標で、財政のエンゲル係数といわれ、率の低いほど好ましいものであるが、沖縄県下市町村の平均が86.7%のところ、金武町74.6%、嘉手納町76.9%、北谷町78.3%、恩納村79.2%となっている。

このように、基地所在市町村は、基地のない市町村に比べ、財源が豊かで財政構造も弾力的な構造となっている。

逆にいえば、もし、これらの基地関係収入が大幅に減少またはゼロになった場合には、財政に大きな打撃を被ることとなる。ゆえに、基地依存の財政体質からの脱却は、県下基地所在市町村にとって大きな課題の一つであると言える。

## 市町村の財政力と基地収入

基地収入割合



(注) 基地収入割合とは、市町村の歳入総額に占める基地関係収入の割合である。  
 経常一般財源比率とは、経常一般収入額を標準財政規模で除した数である。

市町村基地関係収入の決算（平成13年度普通会計）

（単位：千円、％）

市町村名	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律					基地交付金			返還道路整備 事業補助金	防音事業関連 維持補助金	特定区域取得 事務委託金	財産運用収入 (基地関係のみ)	その他	合計	歳入総額 に占める 割合(%)	歳入総額 (決算額)	歳入総額の うち自営事業 歳入決算額	市町村名	
	障害防止工事 の助成 (3条)	住宅の防音工 事の助成 (4条)	移転の補償等 (5条)	民生安定施設 の助成 (8条)	特定防衛施設 周辺整備調整 交付金(9条)	国有提供施設 等所在市町村 助成交付金	施設等所在市 町村調整交付 金	小計											
1 那覇市	141,952			24,349	48,766	215,067	218,685	69,401	288,086		45,697	200		549,050	0.5	106,360,198	1,780	那覇市	
2 石川市					28,853	28,853	1,207	6,934	8,141		31,975	200	56,628	125,797	1.3	9,513,285	8,945	石川市	
3 具志川市	45,128			291,755	53,340	390,223	189,418	213,344	402,762		87,025		217,661	1,097,671	4.9	22,485,329	213,806	具志川市	
4 宜野湾市	243,433			164,897	66,149	474,479	120,399	386,938	507,337	390,007	84,516	300	75,618	1,532,257	5.7	26,851,957	127,293	宜野湾市	
5 平良市						0			0					0	-	17,388,530		平良市	
6 石垣市						0		202	202					202	0.0	19,607,145	10,426	石垣市	
7 浦添市	289,192			49,000	67,522	405,714	258,272	314,876	573,148		69,376	300	3,303	1,070,676	3.0	36,222,044	4,840	浦添市	
8 名護市	1,530,946			268,146	834,253	2,633,345	69,670	197,820	267,490			1,500	1,767,252	4,669,587	15.0	31,047,445	1,325,737	名護市	
9 糸満市						0	5,959		5,959					5,959	0.0	28,108,003		糸満市	
10 沖繩市	255,342			134,658	329,169	719,169	548,409	741,965	1,290,374		153,611	700	949,614	1,048,519	9.8	42,648,683	1,126,342	沖繩市	
11 国頭村						0	3,997	12,439	16,436			800	40,715	105,474	1.9	5,593,486	151,076	国頭村	
12 大宜味村						0			0					0	-	4,495,132		大宜味村	
13 東村						0	68,776	56,487	125,263			300		125,563	3.7	3,395,345	560,987	東村	
14 今帰仁村						0			0					0	-	5,708,163		今帰仁村	
15 本部町						0	7,825		7,825				1,033	8,858	0.1	8,562,927	25,483	本部町	
16 恩納村	82,768			10,523	85,209	178,500	28,355	24,245	52,600		24,397	700	1,480,543	1,736,740	21.8	7,978,953	1,201,403	恩納村	
17 宜野座村						129,377	129,377	32,354	73,433	105,787		600	1,650,282	1,901,327	18.0	10,581,499	1,746,020	宜野座村	
18 金武町	168,623			45,264	320,641	534,528	162,155	272,603	434,758		19,251	1,000	1,744,791	355,604	3.6	8,446,221	397,971	金武町	
19 伊江村	128,225			406,690	354,313	889,228	28,785	37,870	66,655		11,980	1,300		975,387	1.9	6,451,327	1,119,552	伊江村	
20 与那城町						0	200		200		8,626			8,826	0.2	4,870,659	52,935	与那城町	
21 勝連町				50,815	57,026	107,841	23,441	55,476	78,917		5,976	200	525	193,459	4.2	4,597,762		勝連町	
22 読谷村	113,147			123,955	148,172	385,274	63,309	175,637	238,946		43,667	500	562,857	1,376,424	12.5	10,994,687	33,270	読谷村	
23 嘉手納町				170,313	382,278	678,481	287,875	627,154	915,029		26,899	1,000	381,796	2,104,178	38.8	10,591,420	2,346,776	嘉手納町	
24 北谷町	70,663			39,397	372,455	482,515	334,600	557,690	892,290		34,711	300	293,138	1,861,042	13.2	14,121,087	2,089,107	北谷町	
25 北中城村					174,535	174,535	39,880	169,152	209,032		15,778	200	34,874	611,735	10.7	5,722,329	27,332	北中城村	
26 中城村	560,122			86,055		646,177			0					646,177	11.2	5,764,901		中城村	
27 西原町						0			0					0	-	8,243,657		西原町	
28 豊見城村				54,100		54,100			0					54,100	0.3	17,248,075		豊見城村	
29 東風平町						0	1,249		1,249					1,249	0.0	6,986,162		東風平町	
30 具志頭村						0	1,529		1,529					1,529	0.0	4,023,962		具志頭村	
31 玉城村						0			0					0	-	4,488,137		玉城村	
32 知念村				26,746		26,746	16,135		16,135			100		42,981	1.4	3,160,176		知念村	
33 佐敷町						0	4,459		4,459					4,459	0.1	4,079,961		佐敷町	
34 与那原町						0			0					0	-	5,066,526		与那原町	
35 大里村						0			0					0	-	3,987,840		大里村	
36 南風原町						0			0					0	-	10,601,481		南風原町	
37 仲里村					46,211	46,211		200	200					46,411	1.3	3,445,830	16,995	仲里村	
38 具志川村						0			0				8,598	8,598	0.3	3,244,891	578	具志川村	
39 渡嘉敷村						0			0					0	-	2,472,783		渡嘉敷村	
40 座間味村						0			0					0	-	2,018,296		座間味村	
41 粟国村						0			0					0	-	1,820,933		粟国村	
42 渡名喜村				74,870	74,870	200			200		1,118		13,864	90,052	6.5	1,386,709	16,918	渡名喜村	
43 南大東村						0			0					0	-	3,078,957		南大東村	
44 北大東村						0			0					0	-	3,268,463		北大東村	
45 伊平屋村						0			0					0	-	4,721,116	497,510	伊平屋村	
46 伊是名村						0			0					0	-	3,429,118	328,081	伊是名村	
47 城辺町						0			0					0	-	7,636,151		城辺町	
48 下地町						0			0					0	-	3,876,463		下地町	
49 上野村						0			0					0	-	4,142,438		上野村	
50 伊良部町						0			0					0	-	5,499,344		伊良部町	
51 多良間村						0			0					0	-	2,643,673		多良間村	
52 竹富町						0			0					0	-	4,629,388		竹富町	
53 与那国町						0			0					0	-	2,858,431		与那国町	
都市計	2,505,993	0	0	932,805	1,428,052	4,866,850	1,412,221	1,931,278	3,343,499	390,007	472,200	3,200	3,070,076	1,067,354	13,213,186	3.9	340,232,619	2,819,169	都市計
町村計	1,249,438	0	0	1,013,858	2,145,087	4,408,383	1,105,124	2,062,386	3,167,510	0	207,678	7,000	6,213,016	3,963,282	17,966,869	7.3	245,934,859	10,611,994	町村計
市町村計	3,755,431	0	0	1,946,663	3,573,139	9,275,233	2,517,345	3,993,664	6,511,009	390,007	679,878	10,200	9,283,092	5,030,636	31,180,055	5.3	586,167,478	13,431,163	市町村計
交付都市計	2,505,993	0	0	932,805	1,428,052	4,866,850	1,412,221	1,931,278	3,343,499	390,007	472,200	3,200	3,070,076	1,067,354	13,213,186	4.1	322,844,089	2,819,169	交付都市計
交付町村計	1,249,438	0	0	1,013,858	2,145,087	4,408,383	1,105,124	2,062,386	3,167,510	0	207,678	7,000	6,213,016	3,963,282	17,966,869	11.9	151,248,369	10,611,994	交付町村計
交付団体計	3,755,431	0	0	1,946,663	3,573,139	9,275,233	2,517,345	3,993,664	6,511,009	390,007	679,878	10,200	9,283,092	5,030,636	31,180,055	6.6	474,092,458	13,431,163	交付団体計

注 1 沖繩県企画開発部の資料による。また、自衛隊基地関連の収入を含む。  
 2 上記数値中、基地交付金については確定値であるが、基地交付金以外の数値については精査がされていない。その他には、残地補償金、防衛施設庁施設区域周辺補償事業補助金交付要綱による補償事業及び防衛施設庁関連文化財発掘調査等が含まれる。

## (参考)

巨大な米軍基地が存在することから、沖縄では基地に関連してさまざまな事業や経済活動が展開され、先に述べたように、その比重は低下しているものの、県経済に占める地位は依然として無視できないものがある。

以下の項目では、在沖米軍基地を中心にしてどのような経済活動や経済取引が行われているかをみてみることにする。

### 1. 土木建設工事

米軍基地に起因して、県内においては次のような土木建設工事の需要が発生している。

政府による基地周辺対策事業

在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）による提供施設の整備事業等

米軍が直接発注する工事（米軍直轄工事）

基地周辺対策事業は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、自衛隊、米軍の行為又は防衛施設の設置、運用によって生ずる障害を防止または軽減されるよう施策を講じるため、防衛施設庁の主管で基地所在市町村で実施されるものである。これには基地周辺住宅の防音工事や道路の整備、住宅移転に対する補償等がある。

提供施設の整備等は、日本政府が昭和54年度（1979年度）から在日米軍駐留経費により実施している事業で、俗に「思いやり予算」と呼ばれている。移設に伴う隊舎建設、米軍人用住宅の建設などがある。

米軍から直接発注される工事は軍別に発注され、護岸工事、通信施設のメインアンテナ建て替え工事、飛行場内の電話線取り替え工事等がある。日本政府の思いやり予算の支出により、その規模は減少していると言われている。

### 2. 貸し住宅

米軍向け民間貸住宅は、基地外の民間住宅に住むことを希望する将校や下士官らの需要を見込んで建てられた住宅である。

業界団体である全沖縄貸住宅協会（北谷町在）によると、「平成14年3月現在の同協会（会員数22社、約3,000人）への米軍向け住宅登録件数は約3,700戸程度となっている。最近の動向としては、借り手側が基地内住宅への転居を見込んで短期の賃借（半年から1年ほど）を希望する者が増え、また、需要自体も落ち込んできており、空き家が目立っている（800～900戸前後）。そのため、関係機関に対し、住宅利用の協力を要請しているところである。」という。

なお、貸住宅は、家主が米軍嘉手納飛行場内にある米軍住宅紹介検査事務所に登録し、米軍の審査を経て貸し出される仕組みになっている。

### 3. 物品販売

#### (1) 特免業者

特免業者とは、入札等によりエクステンジサービス沖縄地域営業本部（OWEX）と契約し、米軍施設内で各種の営業活動を行っている業者であり、PX等で扱っていないような商品・サービスを提供している。（財）沖縄駐留軍離職者対策センターが行った調査によると、平成9年（1997年）年3月末現在、衣料製品販売、クリーニング業等、26業者が確認されている。

米軍との契約は競争入札で決まり、入札対象になるのはコミッション（テナント料）と経営能力である。コミッションの金額には大きな幅があり、売り上げの1%から33%に及ぶ。OWEXとは契約制で、契約年数は短期の1年以下と長期の2～5年に分かれる。

(参考) OWE Xの仕組み

OWE Xは日米地位協定第15条で規定する諸機関の一つで、米国本土にあるA A F E S (Army & Airforce Exchange Service) という米陸軍・空軍で作られた組織の沖縄地域の営業本部であり、キャンプ瑞慶覧(フォスター地区)内にある。

直営により、食品や日用雑貨の売店(一般的にPX(Post Exchange)と呼ばれている。)、レストラン、ガソリンスタンド、映画館、オーディオショップ、ビデオレンタル店等、日常生活に必要なサービスを提供している。

(2) 承諾輸出物品販売業者

「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令」第89条の5の措置により、消費税法上の輸出物品販売業者とみなされる業者であり、復帰前から合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族に財務省(旧大蔵省)令で定める物品(通常生活の用に供する物品)を販売していたもののうち、所轄税務署長の承認を受けたものは、輸出物品販売場とみなされ、消費税が免除されることになっている。

同措置については、期限の設けられた時限措置であるが、今回、「沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)」の制定に伴い、同政令の一部を改正する政令が施行され、措置期限が平成19年5月14日まで延長されることが認められた。

なお、これらの業者は主に米軍人等を顧客としており、本措置が廃止されると経営が成り立たないところが多いと言われている。

(3) 払い下げ物資販売業者

米軍は、不用になった物品を民間に払い下げようとするときは経済産業大臣(旧通商産業大臣)の同意書を得て、民間に譲渡を行う。譲受人は品名、数量、金額等を所轄税関長に申告し、その許可を受けることになっている。

払い下げの件数、金額等については、特に統計発表の対象となっていないため不明であるが、スクラップ等廃棄物の譲渡が多いといわれている。なお、米軍人、軍属等が民間人に物品を譲渡するケースもあり、主に車両が取引されているとのことである。

## 4. 運輸・通信

(1) 運輸

バス

バス運行業務については、在沖米軍基地内の学校に通学する米軍人・軍属の学生を送迎するスクールバスがあり、昭和51年(1976年)以降、沖縄の民間バス業者1社が米軍と契約して運行していた。

米軍スクールバス運行業務は、以前まで輸送業務一括にて入札が行われ、地元民間バス業者が落札していたが、米軍側が平成11年(1999年)8月、車両関係と従業員関係の2つに入札を分離した結果、車両関係は同年9月に本土業者が落札し、残る従業員関係も平成12年(2000年)6月、本土業者が落札することとなり、地元民間バス業者は米軍スクールバスからの業務撤退を余儀なくされた。

タクシー

タクシーについては、米軍から営業許可を得て基地内と基地外を運行しており、ベース・タクシーと呼ばれ、県内には平成14年(2002年)6月現在、法人294台、個人94台の計388台が稼働している。

平成元年(1989年)以前は、米軍側が発行する身分証明書(ゲートパス)を所持していれば自

由に基地内に入出しし営業できたが、平成2年(1990年)頃から、ベース・タクシーについてもOWEXとの契約制に移行しており、特免業者としての性格を持っている。契約期間は2～5年で、法人が1台当り月額2,800円、個人は同3,000円の「入域料」(嘉手納飛行場のみ同6,250円)が徴収されている。

## (2) 通 信

在沖米軍関連の通信業務は、国内回線の電話については西日本電信電話(株)(NTT西日本)が代行し、国際回線の電話はKDD(現KDDI)が代行していたが、通信事業の自由化、外資規制の撤廃、携帯電話の普及などに伴い、現在の在沖米軍における回線状況、回線数、売上額すなわち経済効果は把握が困難となっている。

なお、これまでのNTT回線の使用状況は次のとおりである。

### (参考資料)

#### 在沖米軍のNTT回線使用状況

年 度	電話加入数		米軍関連売上額 (千円)
	全 体	うち米軍	
平成元年度	454,147	510	102,804
平成3年度	490,361	571	101,689
平成8年度	544,504	790	258,285
平成13年度	470,258	...	...

資料：NTT西日本沖縄支店

平成13年度については、電話加入数全体以外の数値は不明である。

## 5 . 供給・ゴミ処理関係

### (1) 電 力

在沖米軍基地への電力供給は沖縄電力(株)が行っており、年間供給量の推移は以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る電力料金については、在日米軍駐留経費(いわゆる「思いやり予算」)により日本政府が負担することになっている。

#### 在沖米軍への電力供給の推移

(単位：億KWh)

年 度	総供給量(年間)		米軍の割合 (%)	米軍関連売上高 (億円)
		うち米軍		
昭和47年度	17.2	6	(34.9)	24
昭和50年度	23.9	5	(20.9)	47
昭和55年度	29.6	4	(13.5)	90
昭和60年度	35.5	5	(14.1)	113
平成元年度	44.4	5	(11.3)	100
平成3年度	50.7	6	(11.8)	107
平成8年度	60.1	6	(10.0)	108
平成13年度	68.9	...	(...)	...

資料：沖縄電力

平成13年度については、総供給量以外の数値は不明である。

(2) 上水道

沖縄本島における上水道の供給は、県企業局が用水供給事業者として水道事業者である市町村に直接給水し、市町村がこれを需要者に供給する形をとっている。

在沖米軍基地への給水については、基地の所在する市町村と米軍との直接契約により、平成12年度（2000年度）末現在、13の市町村等水道事業者（6市、4町、3村）が需要者である米軍基地に直接給水しており、年間給水量の推移は以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る水道料金については、在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）により日本政府が負担することになっている。

在沖米軍基地への給水量の推移

年 度	年間給水量 ( $\text{km}^3$ )	水道料金 (億円)
平成元年度	10,932	17
平成3年度	11,449	18
平成8年度	...	29.7
平成12年度	10,166	25.1

資料元：県福祉保健部薬務衛生課

平成8年度については、年間給水量は不明である。

(3) 下水道

在沖米軍基地からの年間汚水量及び下水道維持管理負担金の推移は、以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る下水道料金については、在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）により日本政府が負担することになっている。

在沖米軍基地からの汚水量の推移

年 度	年間汚水量 ( $\text{km}^3$ )	維持管理負担金 (億円)
昭和50年度	8,757	0.9
昭和55年度	10,347	2.1
昭和60年度	11,467	3.1
平成元年度	8,201	2.2
平成3年度	7,669	2.7
平成8年度	7,386	3.0
平成13年度	9,172	3.7

資料：県土木建築部下水道課

(4) 廃棄物処理

現状と課題

米軍の軍事活動に伴って排出される廃棄物は、日本国内法による処理基準の適用を受けない。また、米軍基地内の家庭等から排出される生活系の廃棄物（主に一般廃棄物）については、所在する市町村の行政区域外であり、当該市町村の計画処理の対象外であることから、県内の民間の廃棄物処理業者によって収集運搬から中間処理、最終処分まで委託処理されている。

米軍基地の廃棄物については、基地内への立ち入りが容易でないため、種類ごとの排出量や

処理の状況を正確に把握することは困難であるが、米軍からの生活系の廃棄物の委託処理を請け負っている廃棄物処理業者からの報告によると、平成12年10月から平成13年9月までの1年間の処理状況は次のようになっている。

在沖米軍基地における廃棄物処理状況

(単位：t)

軍別	施設名	廃棄物の量	廃棄物の種類
海兵隊	キャンプ・シュワブ(名護市・宜野座村)	20,264	紙くず 木くず 金属くず 塵芥 残飯
	キャンプ・ハンセン(金武町など1市1町2村)		
	キャンプ・コートニー(具志川市)		
	キャンプ・マクトリアス(具志川市)		
	キャンプ桑江(北谷町)		
	キャンプ瑞慶覧(北谷町など3市1町1村)		
	普天間飛行場(宜野湾市) 牧港補給地区(浦添市)		
空軍	嘉手納飛行場(嘉手納町など1市2町)	17,778	同上
海軍	キャンプ・シールズ(沖縄市)	1,432	同上
陸軍	トリイ通信施設(読谷村)	787	同上
	那覇港湾施設(那覇市)		
合計		40,261	

#### 対応方針

- ア 米軍及び関係機関と調整を図り、廃棄物に関する連絡体制を構築し、米軍基地内における廃棄物の発生、処理、保管等の実態を把握するとともに、定期的な情報・意見交換の確保に努める。
- イ 米軍及び関係機関に対し、基地内からの廃棄物に関する情報交換とともに、環境への影響が懸念される事態が発生したときは、県の求めに応じて基地内への立ち入りについて適切に考慮されるよう、強く求めていく。
- ウ 米軍基地内で発生する廃棄物については、日本国内法の基準を遵守した適正処理の徹底とともに、今後は可能な限り安全かつ適正な自己処理やりサイクルが行われるよう、関係機関に基地内における廃棄物処理施設の整備を求めていく。

#### 豆知識

##### 合衆国政府所有車両の高速道路の料金問題

日米地位協定第5条によると、「合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのもの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。」となっている。

当該条文に基づき、合衆国政府所有の車両が、提供施設間の移動をする際に使用する高速道路の使用料金は、日本政府が負担している。

日本政府が負担した平成14年の沖縄県内の高速道路の使用料金は、約2億4千万円となっている(那覇防衛施設局からの聞き取り)。